

# 鳥取市公共サイン ガイドライン



鳥取市役所

Tottori City Hall

鳥取市役所

돗토리시 관청

250m



現在地

You Are Here.

仁風閣

Jinpukaku Mansion



100m

鳥取市



## 鳥取市公共サインガイドライン 目次

序章 計画策定の背景と目的	1
第1章 鳥取市公共サインガイドラインの対象	2
第2章 サイン整備の考え方	5
2-1. 基本的な考え方	5
2-2. サインシステム	6
(1) サインシステムの考え方	6
(2) サインシステムに基づく機能配置方針	8
(3) 施設配置の考え方	9
2-3. 公共サインの整備促進に向けて	11
(1) 適正な維持管理のために	11
(2) サインの設置について	11
(3) サインの維持管理について	12
(4) サインの撤去について	12
第3章 サインの表示基準	14
3-1. 表示デザイン基準	14
(1) レイアウトに関すること	14
(2) 表示方法に関すること	22
(3) 表示部構造に関すること	30
3-2. 表示内容基準	32
(1) 案内マップの表示基準	32
(2) 誘導サインの表示基準	33
(3) 言語表記に関すること	33
3-3. 表示情報基準	36
(1) 案内マップの情報掲載基準	36
(2) 誘導対象施設の表示基準	40
第4章 サイン施設の整備方針	42
4-1. 施設の配置方針	42
4-2. 施設整備方針	46
(1) 設計施工に関すること	46
(2) 整備に関すること	47
第5章 サインデザイン方針	53
5-1. サインデザインの考え方	53
(1) サイン施設のデザイン方針	53
(2) 公共サインデザインのルール	54
5-2. 施設デザイン	55

第6章 配慮事項 .....	60
6-1. ユニバーサルデザインへの配慮方針 .....	60
(1) 外国人来訪者への配慮 .....	60
(2) 車いす使用者・歩行困難者への配慮 .....	60
(3) 視覚障がい者への配慮 .....	61
(4) バリアフリー情報の表示 .....	61
6-2. 景観への配慮方針 .....	62
(1) 施設デザインと配置 .....	62
(2) サインの集約化 .....	62
(3) 周辺事業者等への協力依頼 .....	62
6-3. 他のメディア・ツールとの連携 .....	63
6-4. IT化への取り組み .....	64
用語解説 .....	65

## 序章 ガイドライン策定の背景と目的

### ～ガイドライン策定の背景～

まちを知らない人が、まちを歩き、目的地へ行くためには、”まちの情報”が必要になります。公共サインは、まちを案内・誘導するための情報を提供するための手段です。

近年ではインターネットなど様々な媒体を通して、いつでも”まちの情報”を得ることができる機会が多くなりました。しかし、実際にまちを来訪した際、公共サインが必要な場所に整備され、”まちの情報”を提供する公共サインの機能が十分に発揮されていれば、さらにまちを利用しやすくなります。

鳥取市では今後、鳥取自動車道の開通による来訪者の増加が見込まれ、様々な人が本市を訪れてくださると考えています。また、山陰海岸国立公園を中心とした「山陰海岸ジオパーク」の世界ジオパークネットワーク加盟が認定されたことから、外国人来訪者の増加も想定され、国際化への対応の充実が必要になります。

鳥取市に住んでいる、また様々な目的で訪れるすべての人に対して、思いやり・おもてなしの心でまちの案内役となる公共サインが必要とされています。

### ～ガイドライン策定の目的～

本市の公共サインの現状は、表記方法や目的地までの案内のしくみが設置場所や設置主体によってまちまちであり、連続性・統一性を持って整備されていないため、まちの情報を分かりやすく提供する機能が果たせていません。また、サイン施設を整備しても、設置後のメンテナンスが不十分という問題もあります。

今後、すべての人にまちの情報を的確に提供していくために、案内・誘導サインや観光案内などの「公共サイン」の整備にあたり、ユニバーサルデザインの観点を重視し、目的地への円滑な誘導やわかりやすい表記となるよう、基準を示す必要があります。また、公共サインは景観を構成するひとつの要素でもあるため、無秩序に乱立しないための基準等も必要です。鳥取市では、まちの案内役となる公共サインを積極的に活用し、分かりやすく魅力的なまちづくりを進めるためにも、公共サインを整備する際のガイドラインとなる「鳥取市公共サインガイドライン」を策定いたします。

第1章 鳥取市公共サインガイドラインの対象

■対象となる利用者

住民及び鳥取市を訪れる人すべてを対象とします。特に高齢者、障がい者、外国人等の利用に配慮します。

■対象となるサイン

鳥取市内に整備される「公共サイン」の主な種類と、ガイドラインの対象となるものについて以下に示します。

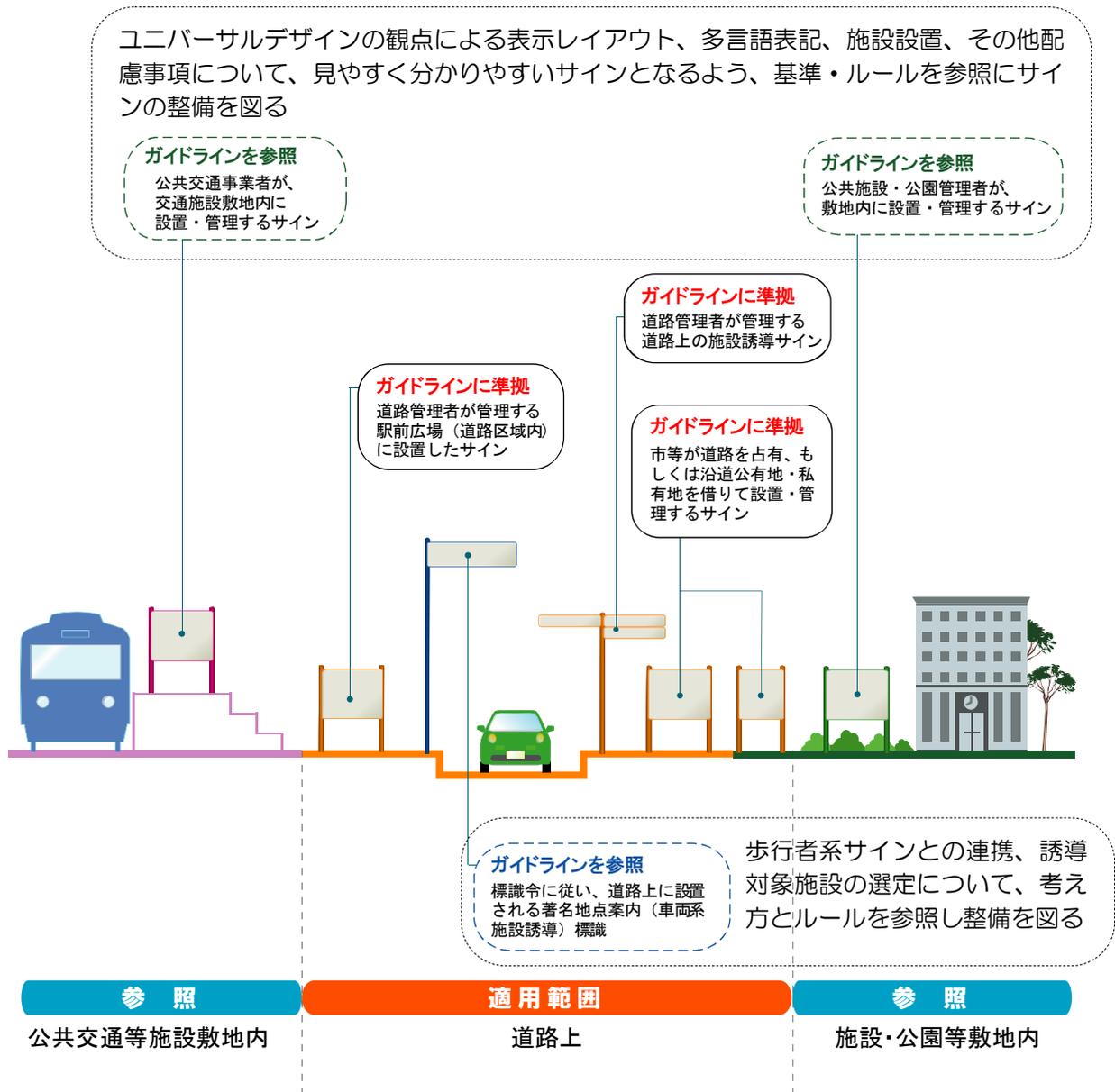
まちの案内サイン	<p><b>誘導サイン</b> 施設名称・矢印等を用いて、目的の施設の方向を案内するサイン</p>		ガイドラインの対象
	<p><b>案内サイン</b> 目的地へ向かうための情報や施設等の位置関係を地図により図解するサイン</p>		
その他サイン	<p><b>位置サイン</b> 簡潔な施設名等やピクトグラムなどを用いて、目的場所の位置を告知するサイン</p>		ガイドラインの基準を参照
	<p><b>説明サイン</b> 施設や地域資源の案内説明や告知、解説の機能を持つサイン</p>		
	<p><b>規制サイン</b> 文字やピクトグラムを用いて、利用者の行動を規制するサイン</p>		

なお、車両系のサインについては、基本的には標識令等関連法令および「鳥取県道路案内標識整備マニュアル」に基づき整備を行います。本ガイドラインでは、鳥取市が設置できる著名地点案内標識(114系)について、誘導対象となる著名地点の選定の考え方を第3章3-3.表示内容基準「(2) 誘導対象施設の表示基準」内で記載します。

■ガイドライン適用範囲

本ガイドラインでは、主に歩行者の移動経路である広場、道路もしくは歩道上に設置する歩行者系案内サイン、歩行者系誘導サイン、駅などの交通結節点や駐車場に設置された市街地案内サインを対象とします。また、公共交通施設や公共施設の敷地内、公園等特定の整備エリア内に設置されるサインについては、ガイドラインに定められた基準やルールを参照して整備することとします。

適用範囲外となるものは、標識令で規定された標識、施設内の案内サイン、避難場所案内マップといった独自の目的と規定により設置されるものとします。



■ガイドラインの使い方

実際にサイン施設を計画・整備・設置するにあたって、本ガイドラインで参照すべき基準や配慮点は、第3章～第5章に記載しています。

鳥取市が整備する、歩行者・自転車利用者が移動するために利用するサイン施設については、以下にあげた全ての基準やルールにのっとり、ユニバーサルデザインや安全性に十分配慮した上での整備を行います。

施設等が個別に敷地内の案内サインや誘導サインを整備する場合は、主にユニバーサルデザインの視点での基準・配慮事項である「3-1. 表示デザイン基準」や、言語表記に関するルール等を参照することとします。

なお、個別施設のサインであっても道路から見える位置にあたり、公共空間として不特定多数の人が利用したりする場合は、「5-1. サインデザインの考え方」をふまえてサイン施設のデザインを検討するものとします。

		公共サイン (誘導案内)	施設敷地内案内 (公園等)	位置サイン・説明サイン等
第3章 サインの表示基準	3-1. 表示デザイン基準			
	(1) レイアウトに関すること	○	○	○
	(2) 表示方法に関すること	○	○	○
	(3) 表示部構造に関すること	○	○	○
	3-2. 表示内容基準			
	(1) 案内マップの表示基準	○	△	—
	(2) 誘導サインの表示基準	○	△	—
	(3) 言語表記に関すること	○	○	○
	3-3. 表示情報基準			
	(1) 案内マップの情報掲載基準	○	△	—
(2) 誘導対象施設の表示基準	○	—	—	
第4章 サイン施設の整備方針	4-1. 施設の配置方針	○	○	○
	4-2. 施設整備方針			
	(1) 設計施工に関すること	○	○	○
	(2) 整備に関すること	○	—	—
第5章 サインデザイン方針	5-1. サインデザインの考え方			
	(1) サイン施設のデザイン方針	○	△	△
	(2) 公共サインデザインのルール	○	—	—
	5-2. 施設デザイン	○	—	—

サイン施設の整備主体が鳥取市の場合は、本ガイドラインを整備の基準として、また、整備主体が鳥取市以外の場合は、サイン整備にあたって参照してもらうよう関係機関等に働きかけ、ユニバーサルデザインの視点による表示や設置基準が守られるよう努めます。

## 第2章 サイン整備の考え方

### 2-1. 基本的な考え方

本市のサイン整備にあたっては、総合計画の将来像である「人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取」を踏まえ、鳥取市を訪れた人の満足感を高めるまちづくりを目指すため、来訪者へのおもてなしの心を重視し、だれもが安心して快適に滞在・回遊できるサインシステムの実現を図ります。

あわせて、市内各地域の豊かで貴重な資源を活かし、地域の特性や景観に配慮した施設整備や情報の提供を目指します。

「鳥取市公共サインガイドライン」では、目指すべきサインシステムの整備に向けて、次の3つの基本的な考え方にもとづいた基準や指標、配慮事項等を示します。

#### **①ユニバーサルデザインの視点による分かりやすい案内情報の提供**

- 移動のために必要な情報をシンプルに表示し、表示の見やすさを確保します。
- サインに表示される情報は常に正確であることに配慮するとともに、だれもが正しく理解できるよう、分かりやすい手法で表示します。
- 高齢者や障がい者、外国人など、言語や視覚によるコミュニケーションに制約がある人に対しても、必要な情報が認識できるように配慮します。

#### **②思いやり・おもてなしの心でまちを案内するための整備**

- 地域特性をふまえた移動ルートと、ルート上の案内拠点を設定することにより、その拠点で必要な種類のサインを効果的に配置します。
- 移動途中の不安や迷いをなくすため、案内誘導情報を連続したシステムで提供することとします。
- サイン施設は、だれも見つけやすく、かつ歩行者等の移動の支障とならない位置に設置します。

#### **③地域特性を考慮した、快適なまちづくりへの貢献**

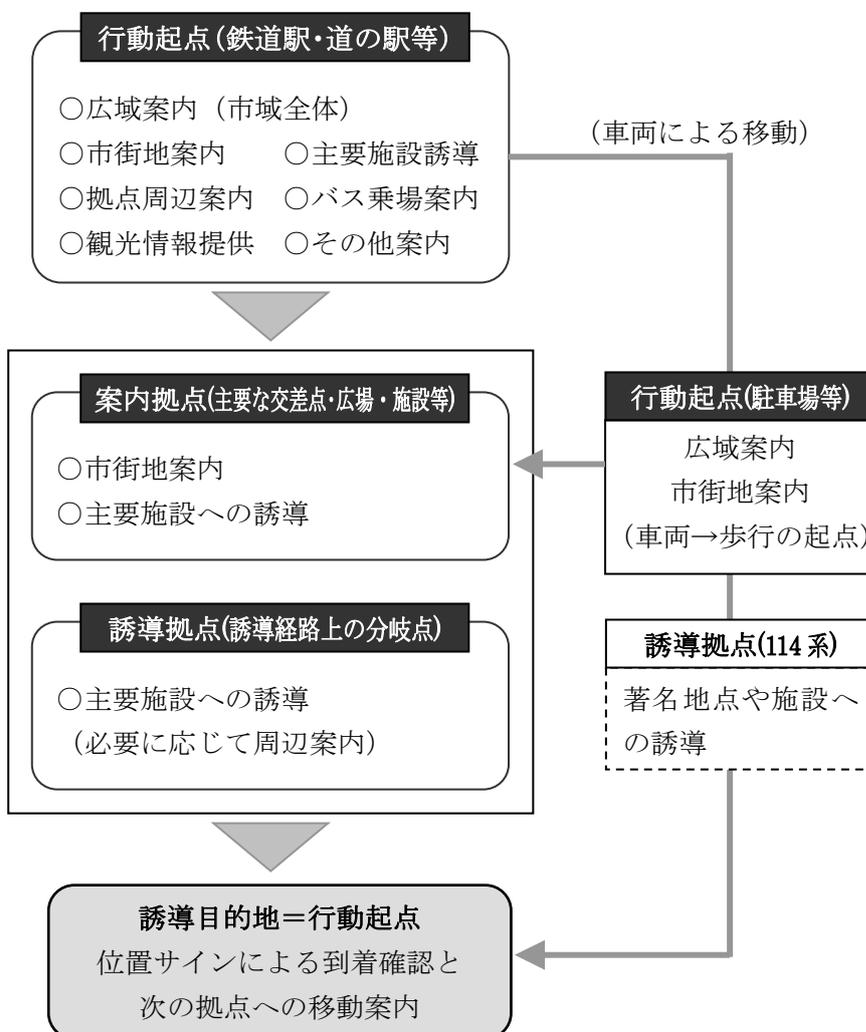
- サイン施設の整備にあたっては、景観や周辺環境に配慮した設置位置や形状を検討するとともに、むやみに施設を増やさないう、来訪者の視点で案内が必要な場所を検討します。
- 景観まちづくりを進めようとする地域や、既に独自の景観が形成されている地域では、それぞれの景観づくりの方針やルールに則ったサイン施設のデザインを検討することとします。ただしその場合も、ユニバーサルデザインの視点での見やすさや利用しやすさについては、ガイドラインの基準を遵守します。

2-2. サインシステム

(1) サインシステムの考え方

案内・誘導のためのサインは、来訪者の行動起点から目的地までの移動ルート上に連続して設置されることで、その機能が有効に発揮できます。行動起点から目的地までの間で、安心して移動できるための必要な誘導情報を配置するしくみをサインシステムとします。

本ガイドラインでは、歩行者系サインシステムについて、行動基点から目的地までの情報提供の考え方と、車両系サイン（114系著名地点案内標識）について、必要に応じた歩行者系サインとの連携についての考え方を示します。



施設分布や道路整備状況、来訪者の目的によって、来訪者が目的地まで移動するパターンは変化します。来訪目的が観光である場合、目的地が多数あり分散している場合は回遊型傾向が強く、集中して少ない場合は直進型傾向で移動します。

前者は『観光活性化標識ガイドライン』（H17 国土交通省）に示された「自由アクセス型」もしくは「ルート設定型」、後者は「直接アクセス型」の考え方で施設配置を検討することになります。

例として鳥取市中心部をみると、大半の来訪者はJR鳥取駅を行動起点として中心市街地を通過し、主要公共施設の集積ゾーンへ到達し、その後鳥取城跡周辺まで移動するパターンとなります。この場合、経路途中で沿道の主要公共施設を案内しながら誘導目的地である鳥取城跡周辺に誘導する「ルート設定型」での整備計画が考えられます。また、中心市街地で様々な施設を案内したい場合は、「自由アクセス型」で案内サインを適切に配置し、自由な回遊が可能となるような整備計画が考えられます。

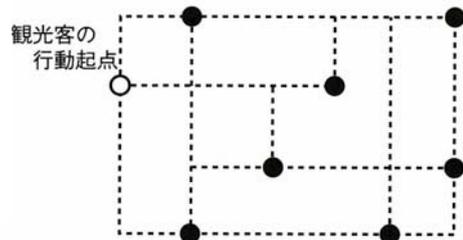
図 観光客の誘導形態に応じた案内標識の配置（観光客の誘導形態の例）  
（「観光活性化標識ガイドライン」国土交通省）

■自由アクセス型

観光資源が複数点在しており、観光客が自由にアクセスを行えるよう誘導。

○案内標識配置の考え方：

主要分岐点を中心に配置し、図解標識を活用して投網的に情報の提供を行う。

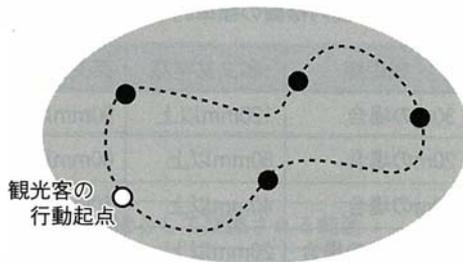


■ルート設定型

観光客をあらかじめ設定された観光ルートに誘導。

○案内標識配置の考え方：

観光ルートに沿って指示標識を配置し、主要な分岐点などで図解標識による補足を行う。

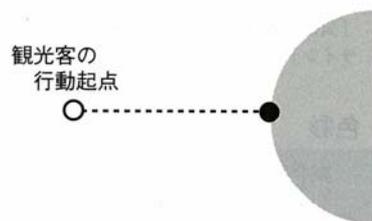


■直接アクセス型

一定の面的エリア又は単一の施設に観光客を誘導。

○案内標識配置の考え方：

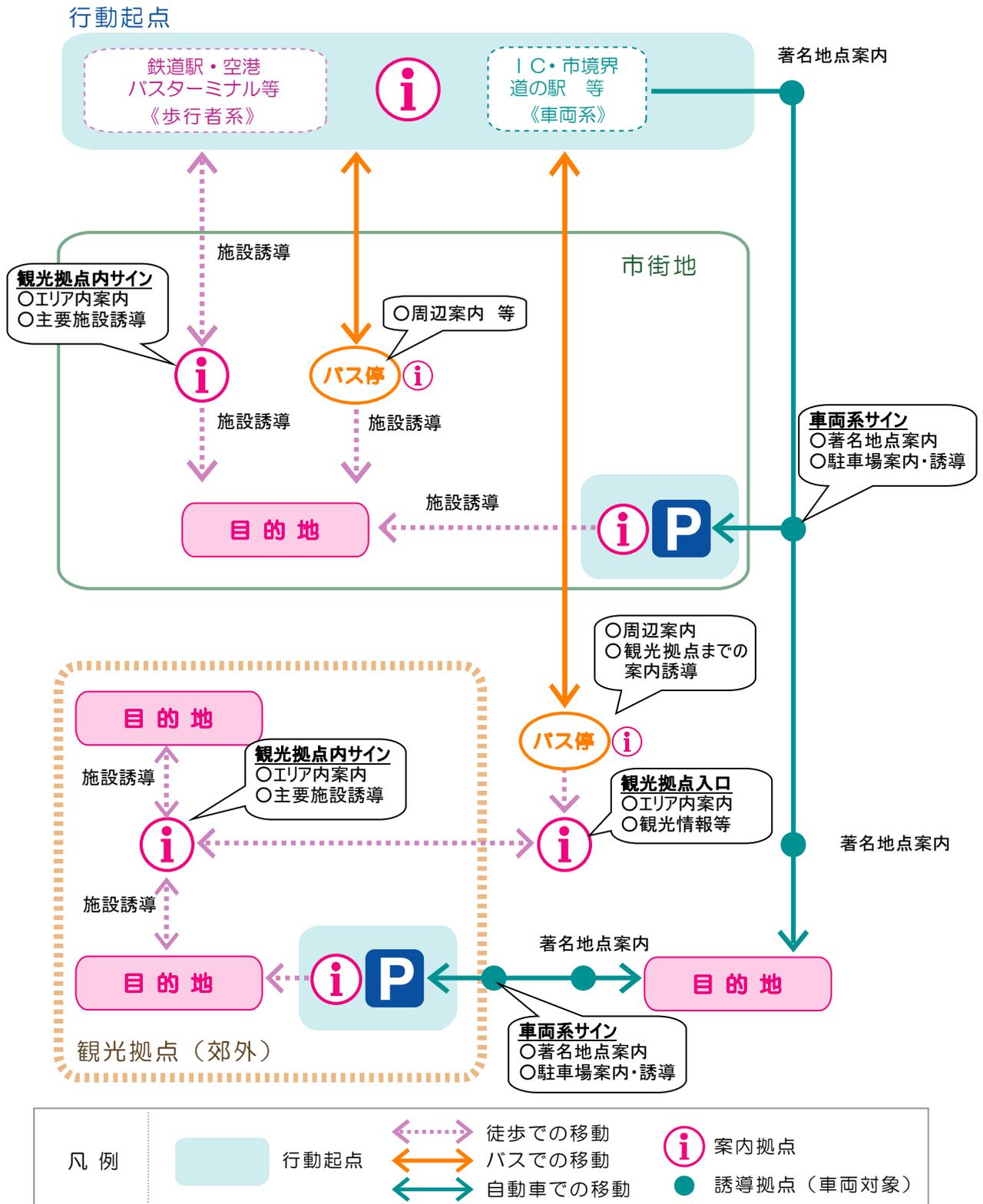
観光客の行動起点における図解標識とルート上の指示標識により目的地へ誘導する。



(2) サインシステムに基づく機能配置方針

サインシステムは、地域ごとの施設整備状況や地形特性等に応じて設定する必要があります。市街地において回遊促進を図る場合は、面的に均等な密度で案内情報を提供する（自由アクセス型・投網配置）手法か、主要な誘導拠点までの移動経路を設定し、そのルート上で周辺案内情報を提供する（ルート設定型・線状配置）手法とします。

鹿野町など、一定のエリアを形成する拠点では、拠点周辺部（エントランス部）での案内を充実するとともに、車両系サインにより確実にエリア及びエリア内駐車場に誘導を図り、駐車場（もしくはバス停）で歩行者系サインとの連携を図ることが重要です。



### (3) 施設配置の考え方

適切な案内・誘導を行うためには、来訪者の視点で「不安」や「迷い」を感じないように施設配置を検討する必要があります。ただし、サイン施設は必要だと思われる最小限の数を設置することが望ましく、具体的な案内拠点の配置においても、サインシステムの機能配置方針をふまえた最小限の配置とします。

#### ■誘導ルートの設定

##### ①拠点誘導ルートの設定：行動起点から著名地点等の誘導目的地まで

- ・行動起点となる駅やバスターミナルから目的地まで、原則として最短ルートを設定
- ・交通バリアフリー基本構想における特定経路及び準特定経路については、歩行者の安全な移動が確保できる区間として優先的に誘導ルートとして設定

##### ②その他の誘導ルートの設定（周遊促進、周辺ルートとの連携を図る場合）

- ・上の誘導ルートから連続して誘導できる歩道をその他の誘導ルートとして設定

#### ■案内・誘導拠点の設定

##### ①主要案内拠点（行動起点および著名地点等の誘導目的地）

- ・歩行者系の行動起点は、地域特性に応じて設定  
(JR各駅、空港、バスターミナル・バス停、主要な駐車場等)
- ・地区周辺及び広域の総合的な誘導案内情報を提供できる機能を整備  
(案内サイン及び周辺の主要施設への誘導サイン、他拠点への移動に関する情報等)

##### ②案内拠点（誘導ルート上の主要交差点等に設定）

- ・誘導ルートが分かれる地点、誘導ルートが交差点で曲がる地点では、案内サイン及び誘導サインを設置します

##### ③誘導拠点（誘導ルート上の分岐点等に設定）

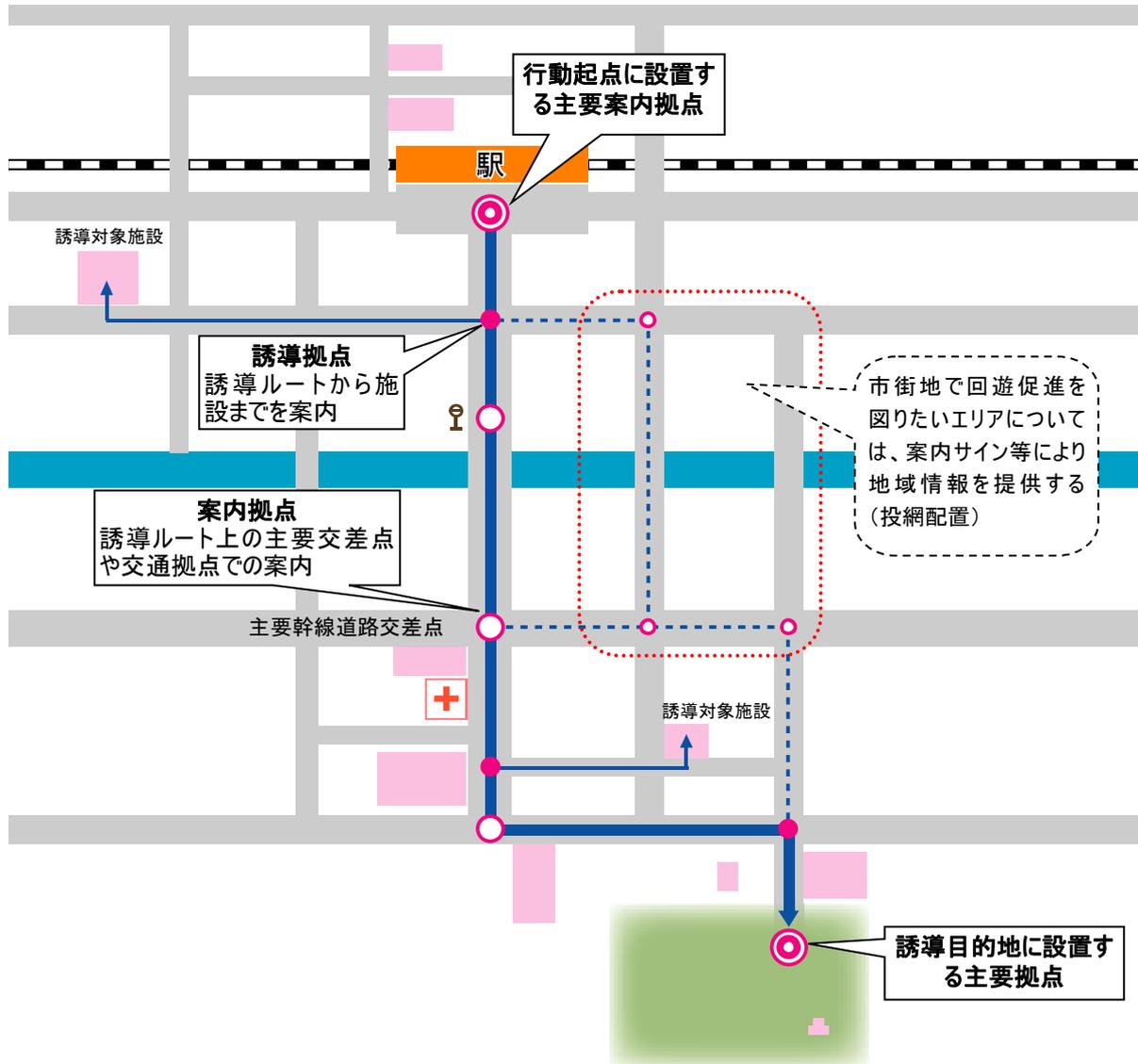
- ・誘導ルート上に分岐点がある場合、または直線のルートで一定以上の距離がある場合、誘導サインを設置します

#### ■段階的整備の考え方

誘導ルートおよび案内拠点を設定し、サイン施設を配置した地区において、新たに誘導対象となる拠点や施設が整備された場合、既存ルートおよび拠点から連続して案内するための手法を検討します。

その場合、新たに誘導ルートや案内拠点を設定しなくとも、既存の案内拠点からの誘導（誘導サイン表示の追加等）が可能かどうかを検討し、どうしても連続した案内ができない場合に限り、案内拠点を追加することとします。

■サインシステムにもとづく施設配置イメージ



## 2-3. 公共サインの整備促進に向けて

### (1) 適正な維持管理のために

#### ①整備及び維持管理の方針

公共サインが適正に活用されるためには、ハード・ソフトの両面から維持管理を継続して行う必要があります。以下に、維持管理のための基本方針を示します。

- ◆ 提供する情報内容は、最新に近い内容であることを目指します。
- ◆ 破損や大きな傷は、適切な対応を行います。
- ◆ 汚れなどの軽微なメンテナンスは、地域との協働も含めた対応を行います。
- ◆ 不要になったサインは適切に撤去・統合します。
- ◆ 維持管理を効率的に行うため、所有者・管理者を明確にします。
- ◆ 管理者は、定期的にサインの設置状態の把握に努めます。(情報入手、情報管理)

#### ②適正な維持管理のための体制

設置した公共サインの維持管理は原則として設置主体である各所管で行うものとします。ただし、サインの集約等にあたり庁内調整が必要な場合は、都市企画課が事務局となって適宜協議を行い、その結果を受けて必要な場合は各所管が各関係機関との調整を行います。

#### ③公共サイン管理台帳の作成

整備されたサインを適正に維持管理するため、サインを設置する担当部署は公共サイン管理台帳データを作成し、維持管理のデータベースとして保管・活用することとします。公共サイン管理台帳は、事務局である都市企画課に提出することとし、市内で設置された公共サインについては都市企画課で管理台帳を集約管理します。

### (2) サインの設置について

#### ①ガイドライン基準を踏まえたサインの整備

「鳥取市公共サインガイドライン」は、公共サインの設置を行う全ての所管部署が所有するものとし、定められた基準や配慮事項を踏まえて設置を行います。鳥取県や公共交通機関、観光関連団体等がサインを設置する場合は、都市企画課が窓口となりガイドラインと整備計画の整合を図ります。

#### ②調整事項及び留意点

公共サインの設置にあたっては、各種法令の規制や交通標識等との安全管理確保上などで配慮すべき事項や留意する事項があるため、事前に関係機関等と調整した上で設置します。

市街地整備や拠点整備等、新たな市街地の整備にあたり、地区計画や協議会等により屋外工作物等へのデザイン・色彩コードが設定されている場合は、本ガイドラインの施設デザインではなく、各地区で定めた基準を優先します。ただし、ユニバーサルデザインの視点から定められた各種基準については、本ガイドラインを遵守することとします。

### (3) サインの維持管理について

#### ①維持管理計画について

設置した全ての公共サインは、設置所管の責任の下に管理を実施します。

公共サインは作成者（計画者）と、設置主体及びメンテナンス実施者が異なる場合があります。適切にサインの維持管理を実行するにあたり、公共サインを設置する担当部署は、維持管理執行体制を策定し、都市企画課に提出します。維持管理執行体制は、管理の各段階におけるメンテナンス実施者と実施手法を明確にします。

なお、サイン施設には設置主体、管理番号、設置時期などを明示し、利用者や関連事業者等からの報告にも的確に対応できるようにします。

#### ②施設の維持管理について

サイン施設管理には、清掃など日常的なメンテナンスと、点検と修理を伴うメンテナンスを行います。

維持・修繕は、設置箇所の地域特性等に応じて、定期的実施するよう計画します。点検は一定期間の経過を目処に行い、損傷の程度に併せて補修計画を策定して、補修します。

また、市民等からの情報提供によりサインの損傷情報がある場合には、関係部署は損傷の状況を判断した上で、緊急補修を実施します。

#### ③情報更新について

施設案内情報の追加、修正、削除など、サイン表示情報の適正な更新は維持管理を行う上で最も重要な課題です。公共サイン管理台帳データベースの活用や表示内容に関する情報収集を実施し、定期的に点検・見直しを行うとともに、サイン表示内容を速やかに更新します。

案内マップ表示面については、マップ表面の劣化状況と情報内容の変更量を踏まえ、更新手法を設定します。原則として、5～7年で案内マップの全面貼り替えを行うこととし、それ以内（短期）で対応すべき修正については、部分貼り込み形式で修正を行います。

### (4) サインの撤去について

公共サイン自体が不要になった場合や、老朽化等により施設を全面更新する場合、あるいは管理者の要請により設置場所を移動する場合などは、速やかな施設の撤去に努めます。また、管理者不明の既存サインでガイドラインの基準から大きく外れる施設については、できるだけ早急な撤去を図ります。

道路管理者等の要請により撤去する場合において、誘導ルート上での拠点であったり誘導案内へのニーズが高かったりなど、公共サイン設置の必要性があるときには、再設置のための代替場所についても併せて協議します。

表（参考） 案内マップの主な印刷方法と特徴

印刷方法	特 徴	耐用年数	価格帯
高精細印刷	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な印刷方法(CMYKの4色分解)で高精細に表現可能</li> <li>アルミ板やアルミポリエチ複合板を基板として印刷</li> <li>退色を防ぐためUVカットフィルムをコーティング</li> </ul>	約7年	低・ <input type="checkbox"/> 中・高
インクジェット印刷	<ul style="list-style-type: none"> <li>4～6色のインクを様々な専用シートに直接印刷(精細)</li> <li>印刷面の保護・退色防止のため高耐候性インクを使用</li> <li>表面に特殊UVカットフィルムコートを塗布</li> </ul>	約2～3年	<input type="checkbox"/> 低・中・高
シルクスクリーン印刷	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベタ色の表現など発色が良く独特の美しさで印刷可能(精細)</li> <li>使用する色ごとに版が必要となり製作コストに影響する</li> <li>退色を防ぐためUVカットフィルムをコーティング</li> </ul>	約5年	低・ <input type="checkbox"/> 中・高

表（参考） サイン施設本体に用いられる主な材質と特徴

材 質	特 徴
木 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>地場産の間伐材を有効活用できる</li> <li>オイルを浸透させ耐久性と寸法安定性を向上することが可能</li> </ul>
再 生 木 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>木粉(木の繊維質)とプラスチックを有機強化材で結合したリサイクル素材</li> <li>見た目は天然木に近い風合いでありながら天然木を超える優れた耐朽性を発揮する</li> </ul>
ス テ ン レ ス	<ul style="list-style-type: none"> <li>錆びない合金鋼であるため耐食性に優れる</li> <li>表面研磨の違いで様々な質感の表現が可能であり装飾性に優れる</li> </ul>
アルミニウム	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽量でありながら耐食性に優れ、やわらかく加工しやすいため複雑な形状にも対応可能</li> <li>クリア塗装や合成樹脂焼付塗装等の表面仕上げが可能</li> </ul>
擬 石	<ul style="list-style-type: none"> <li>焼却灰や下水汚泥を高温焼成し、コンクリート材料として再資源化した材質</li> </ul>

## 第3章 サインの表示基準

### 3-1. 表示デザイン基準

#### (1) レイアウトに関すること

##### ①文字書体

公共サインに用いる書体は、標準的でだれもが分かりやすいことが基本となります。

サイン表示面の表示については、短時間で理解できて、遠方からでも可読性を確保できる必要があるため、原則としてゴシック系（欧文書体では、サンセリフ系と呼ばれる書体）を採用することとします。欧文書体、数字表示についても、通例に従いサンセリフ系の書体を採用します。中国語・ハングル書体は、国内で使用できる写真植字のなかから、標準的なものを選択します。

ただし、文字サイズを大きく設定している誘導サインの施設名称表示（日本語）や、立ち止まってじっくり見ることが前提の説明サイン表示面の文章などは、読みやすさ・加工のしやすさを踏まえた上で、表示したい内容の特徴や文字によるデザイン性の向上等の視点から文字書体を選択できるものとします。

#### ■日本語フォントの例■

角ゴシック系フォント-モリサワ新ゴ-M

鳥取砂丘情報館サンドパルとっとり

明朝系フォント モリサワ リュウミン Pro-H-KL

鳥取砂丘情報館サンドパルとっとり

楷書体 フォントワークス グレコB

鳥取砂丘情報館サンドパルとっとり

隷書体 モリサワ隷書 101-M

鳥取砂丘情報館サンドパルとっとり

デザイン書体 モリサワ カクミン Pro-M

鳥取砂丘情報館サンドパルとっとり

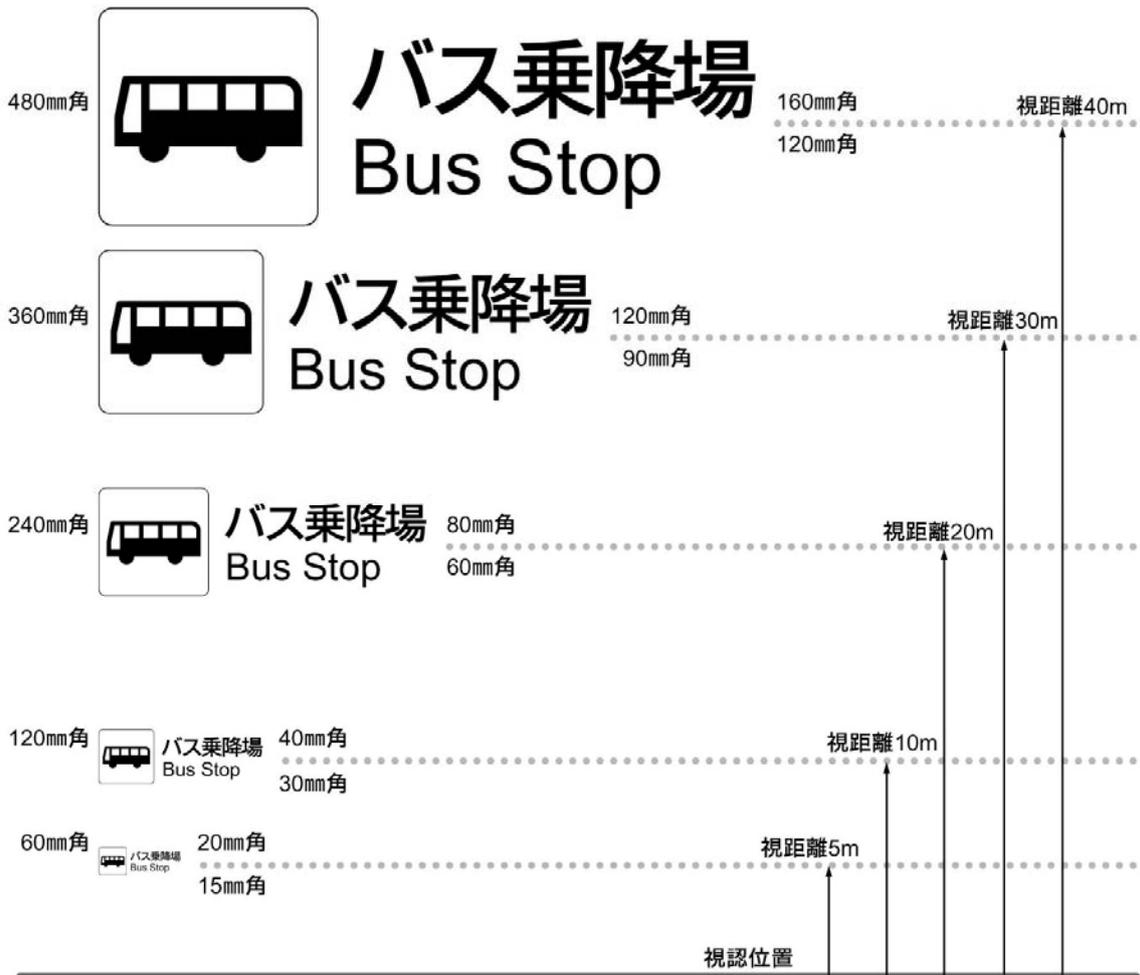
②文字の大きさ

視力の低下した方々に配慮して、視距離に応じた文字の大きさを選択します。

サインでは情報を迅速に伝えるため、表示を構成する文字を適切な大きさに配置する必要があります。文字の判読に必要な文字の大きさは、利用者の視距離や移動速度によって決まりますが、標準的な基準である文字高さの目安（国土交通省等のガイドラインで提示されている数値）よりも小さいものは使用しないこととします。

視距離の設定

- ・一般的な誘導サイン、案内サインの見出しは10mを基準とする
- ・遠くから視認するサインは20m先で確認できるよう設定する
- ・案内サイン表示面を見る距離は1mを基準とする



図記号:和文字:英文字 = 3: 1 : 0.75

図 視認距離と文字サイズ

【案内サイン】

案内サインに記載される文字は、最も小さい文字で和文9mm以上、英文7mm以上とします。

案内マップに用いる文字の大きさは、ピクトグラムや記号など、情報要素の多い地図に表示することに配慮し、平均的に1mの距離をおいて可読性を確保できる数値として設定します。ただし、表示の状況によりやむを得ない場合は、最小文字高さを4mmとします。その場合の案内マップは、すべての人が約20cmの距離でサイン表示面を見ることができるところに限ります。

鳥取市 和文 9mm

Tottori 英文 7mm

鳥取市 Tottori 最低文字高  
和文 5mm  
英文 4mm

【誘導サイン】

誘導サインは、目線より高い位置に設置する場合や、自転車での走行中の視認性も考慮し、平均的に10mの距離から可視できる数値として設定します。そのため、主要施設への誘導表示については、和文40mm以上、英文30mm以上とします。

ただし、サインの視認距離が想定値である10mより明らかに短い場合などは、「視認距離別文字高の目安」を基準に最小文字高を設定します。

表 視認距離別文字高の目安

視距離	案内用図記号の基準寸法	和文の文字高	英文の文字高
遠距離（40m）	480mm以上	160mm以上	120mm以上
遠距離（30m）	360mm以上	120mm以上	90mm以上
中距離（20m）	240mm以上	80mm以上	60mm以上
近距離（10m）	120mm以上	40mm以上	30mm以上
近距離（5m）	60mm以上	20mm以上	15mm以上
至近距離（1～2m）	35mm以上	10mm以上	7mm以上

※出典元 交通エコロジー・モビリティ財団「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」

◇ピクトグラムと文字のサイズ比は右記サイズを基本とします。ただし、ピクトグラムを文字と同等の視認性を持たせた場合のサイズであり、表示面のサイズに応じて縮小することもできます。(表示面全体のレイアウト等により検討します)

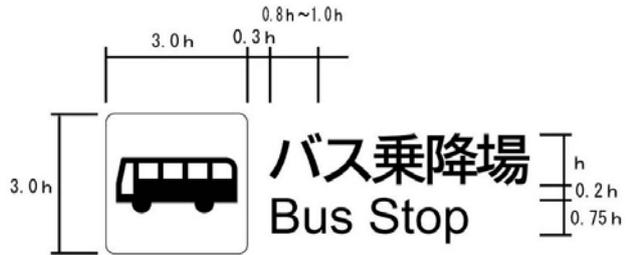


図 ピクトグラムと文字サイズの関係

施設誘導サインの文字高  
和文 40mm



施設誘導サインの文字高  
英文 30mm

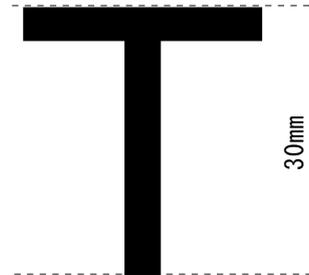


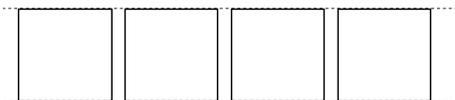
図 誘導サインに表示する文字サイズ

鳥取市

和文文字高 = X

Tottori

英文文字高 = X の 75%



その他の外国語を併記する場合  
= X の 75%

図 外国語を併記する場合の文字サイズ (比率)

③色彩

サイン表示面の色の使い方は、だれにとっても表示内容が見やすく、分かりやすい表現となることを重視し、デザイン性だけでなくバリアフリーの視点からも検討および検証を行う必要があります。

色による情報提供は誰にでも分かりやすいと思われがちですが、色覚に障がいがあるために、特定の色の識別が困難な方々への配慮が必要です。

●色の組み合わせ・使い方

視力低下した高齢者や白内障、その他色の感じ方が一般と異なる方にとっても分かりやすい表示とするため、以下の点に配慮します。

色の 選び方・ 使い方	濃い赤は使用せず、代わりに朱色やオレンジを使う
	黄緑を避け、黄色を使う（黄色と黄緑は赤緑色盲の人にとっては同じ色）
	暗い緑ではなく青みの強い緑を使う（暗い緑は赤や茶色と間違えるため）
	紫は赤に寄った赤紫を使う（青に近い紫は青と区別できないため）
	細かい線や小さい字に、黄色や水色を使わない 明るい黄色は使わない（白内障では白と混同するため）
色の 組合せ	暖色系と寒色系、明るい色と暗い色を対比させる
	パステル調の色どうしを組み合わせるのではなく、はっきりした色どうか、はっきりした色とパステル調を対比させているか？
	ひとつの図版に使う色は、可能な限り少なくしているか？
	背景と文字は色相差（色の違い）だけではなく、明度差（明るさ）を確保する

黒と青、黄と白、オレンジと黄などは高齢者が認識しにくい色の組み合わせなので使用を避けます。また、緑と赤、赤と灰なども、色覚異常の方などが判別しにくいので使用は避けることとします。

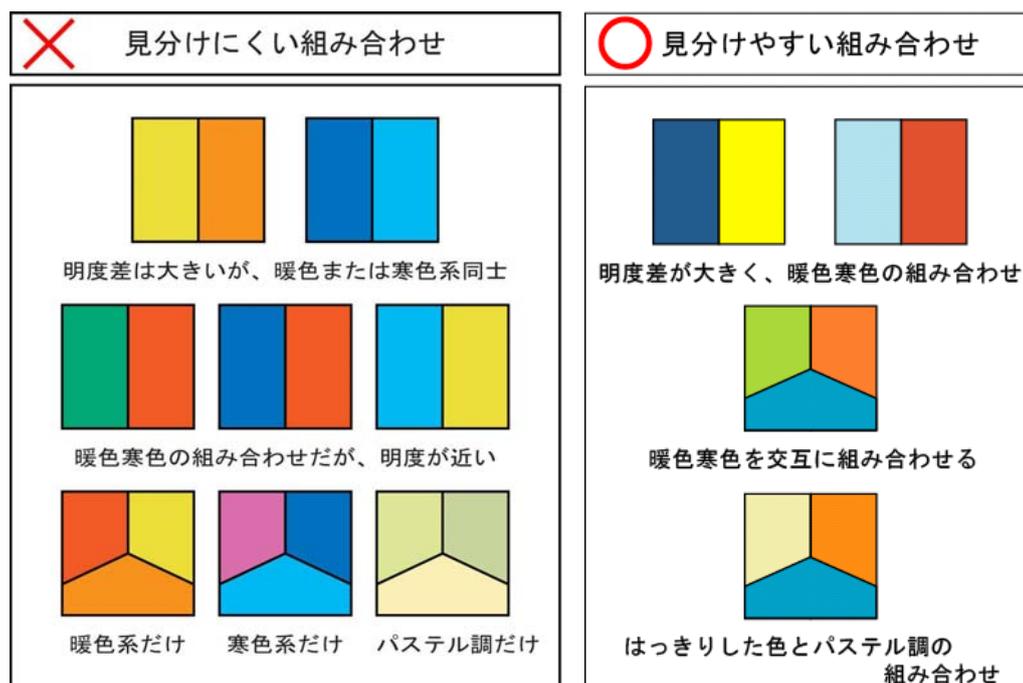


図 色覚バリアフリーに配慮した色の組み合わせ

● 明度差の確保

サイン表示面の配色を点検するためには、表示面を白黒コピーして見た場合も、表現や情報内容が読み取れることを確認することが有効です。色相に依らず、地色と図色の組み合わせによる明度差が大きいほど判読しやすくなるため、サイン表示においては、明度差が5以上となるよう配慮します。

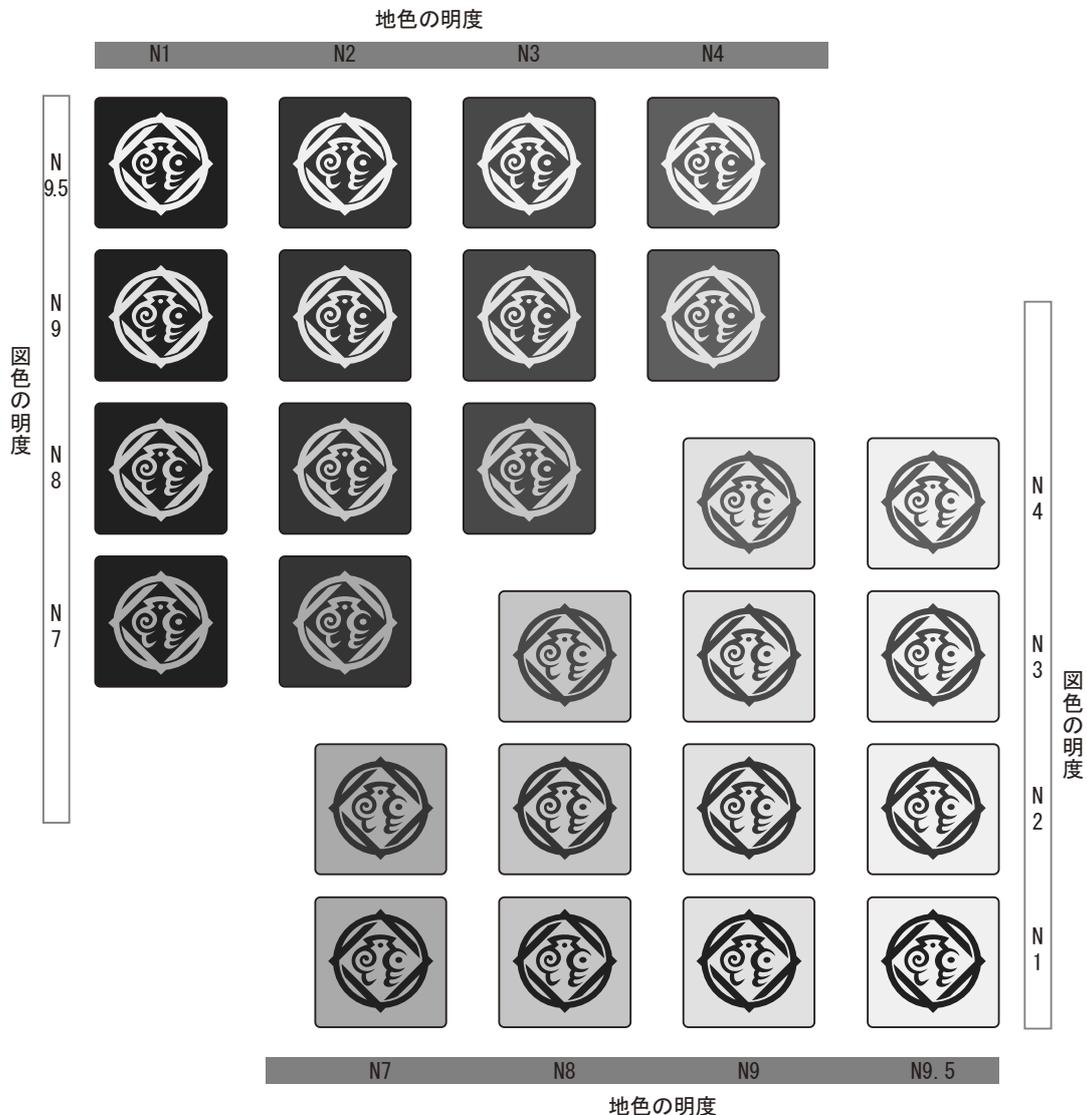


図 明度差の確認 (文字の明度/地色の明度)

\* 明度

色の「明るさ・暗さ」のこと。明度が高くなると明るいイメージになり、限度を超えると色はかすんでしまいます。逆に明度が低くなると暗くなってしまいます。マンセル表色系の明度は、反射率0%の黒をN0、反射率100%の白をN10とし(Nはneutralの頭文字)、N1~9.5の範囲で色票化しています。

\* マンセル表色系

色を数値的に表すための体系(表色系)の一種で、色彩を色の3属性(色相、明度、彩度)に基づき表現したもの。日本では、JIS Z 8721(3属性による色の表示方法)として規格化されています。

●案内マップで留意すべき色遣い

公園緑地や河川、海などを示す場合には、それらが違和感なく自然に見える色彩を使用します。

また、地図中で最も視認性の重要度が高い現在地マークについては、自然色を基調とした地図面上で最も目立つ赤色を用います。

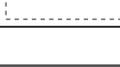
区分	施設名	色彩例	色 (参考)CMYK値	枠線 (参考)CMYK値
緑地	森		Pantone : 376C HSB : H75° S71% B76% CMYK : C60 Y100	なし
	公園・緑地		Pantone : 390C HSB : H60° S85% B85% CMYK : C25 Y100	なし
	水域・湖・池・河川		Pantone : 292C HSB : H210° S33.5% B85.5% CMYK : C50 M10	なし
施設	敷地		Pantone : 25-8C HSB : H56° S6.5% B95% CMYK : C10 M20 Y40	なし
	建物		Pantone : 403C HSB : H48° S15% B66% CMYK : C36 M32 Y43 DIC549p	
	駅舎・高架等		Pantone : WarmGray1C HSB : H36° S2% B95% CMYK : K10	Pantone : CoolGray10C CMYK : K72 線幅 : 0.2mm
	地下道出入口		Pantone : 420C CMYK : K25	Pantone : CoolGray10C CMYK : K72 線幅 : 0.2mm
道	一般道		CMYK : C0 M0 Y0 K0	Pantone : CoolGray10C CMYK : K72 線幅 : 0.2mm
	高速道路等		Pantone : WarmGray4C CMYK : C30 M30 Y30	Pantone : CoolGray10C CMYK : K72 線幅 : 0.2mm
	地下道		CMYK : C0 M0 Y0 K0	Pantone : CoolGray10C CMYK : K72 点線幅 : 0.2mm
線路	線路		Pantone : WarmGray9C HSB : H38° S15% B65% CMYK : K65	
バリアフリー経路	バリアフリー経路		Pantone : Red 032C HSB : H6.15° S78% B78.5% CMYK : Y100 M100	
名称	名称表記		Pantone : Process Black CMYK : K100	なし
	住所・番地		Pantone : 420C CMYK : K25	なし
表記	現在地		Pantone : Red 032C CMYK : Y100 M100	なし
	ピクトグラム		Pantone : Process Black CMYK : K100	なし

図 【参考】案内マップの使用色（鳥取駅周辺地区）

\* CMYK値

CMYKは色の表現法の一つで、藍色 (Cyan)、深紅色 (Magenta)、黄色 (Yellow) と色調 (Key tone) から頭文字1字を取ったもの。一般的にカラー印刷を想定したデータ作成で使用されます。

## ④デザイン

サイン表示のデザインは、利用者が読み取りやすい情報量に抑えるなど、表示面が繁雑にならないよう配慮します。利用者にとって必要な情報を適切に選択し、表記方法・内容に一貫性をもたせることが必要です。特に視力障がい者や高齢者で視力が弱い方にとって、表示がシンプルで見やすいことが重要であるため、利用者が目的地方面への移動に必要な情報のみを基本に、わかりやすい表示となるよう心がけます。

誘導対象となる施設名称を表示するにあたり、記載すべき文字数が多かたり4カ国語表示すべき施設であったりする場合は、見やすさ・読みやすさを優先して表示行数や文字サイズを設定することとします。

公共サインとして掲載する施設の選択は、不特定多数が利用する公共性の高い施設が望ましく、一般利用の少ない公共施設の掲載はしない方がよい場合もあります。(「3-3. 情報掲載基準」の項目参照) 逆に、掲載基準として優先度が低い施設であっても、地域住民や利用者から案内誘導の要望が高い場合等は、表示面レイアウトの見やすさや分かりやすさを損なわない範囲で、情報を掲載できることとします。



図 掲載情報量によるマップの見やすさ比較  
(左：情報量が膨大なため繁雑で見にくい・右：情報量が適切で見やすい)

(2) 表示方法に関すること

①言語表示

誰もが使いやすいというユニバーサルデザインの観点から、言語表記は日本語以外の外国語も併せて表示することとします。ただし、誘導案内表示は掲載できる情報量が限られている場合が多く、表示の見やすさやわかりやすさを確保するためにも、案内施設の誘導ランク（「4-2. 表示内容基準」を参照）の高いもの以外は日本語と英語の2カ国語表記とします。

不特定多数の来訪者にとって案内が必要だと考えられる、誘導ランクの高い施設については、誘導サインの施設名称を4カ国語で表示します。また、案内マップにおいて、より多くの人々に対して施設情報の提供が必要な凡例表示については、4カ国語を原則とします。

②ピクトグラム

言語によらず、幅広い年齢層や外国人にも直感的に施設や機能の意味を伝えることができる有効な記号として、ピクトグラム（案内用図記号）を積極的に活用します。

ピクトグラムは原則としてJIS規格化された標準案内用図記号（交通エコロジー・モビリティ財団）を使用します。標準案内用図記号に表記されていない施設のピクトグラムに関しては、一部のピクトグラムを図記号の基本的な概念を変えない範囲で図形を変更して用いることができるほか、必要に応じてその他の標準案内用図記号を使用します。



案内所・観光案内所

お手洗い

鉄道・鉄道駅

図 ピクトグラム（案内用図記号）の一例

各施設が有するトレードマークや一般企業のコーポレートマークは、一般的に具体的な機能を示す図でない場合が多く、認知の範囲が鳥取市内もしくは一定の地域に限定される可能性もあり、図案の示す意味が一見してわかりにくい場合が多いため、公共サインへの表記は行わないものとします。ただし、鳥取県が作成したピクトサイン（平成9年 鳥取市道路案内標識整備マニュアル）については、サイン設計時において、一般的に理解できる表現となっていることを確認したうえで公共サインへ表示できるものとします。

また、バリアフリー対応の多目的トイレについては、オストメイト対応施設等の有無を示すピクトグラムを表示します。

## ③矢印

矢印の形状はシンプルで遠方より視認性のあるデザインを推奨します。

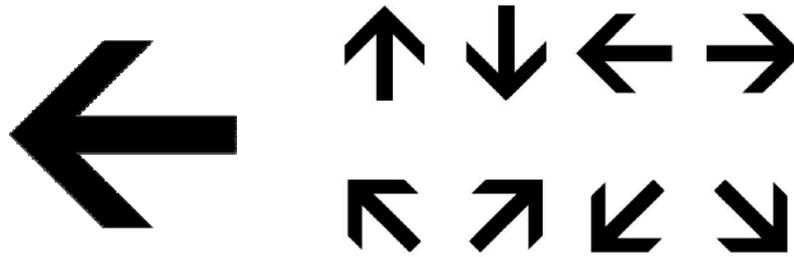


図 矢印表示

移動方向を指示する矢印として一般に理解しやすいのは、下の4種の矢印です。できるだけこの4種を用いるよう、サインの設置位置を工夫する必要があります。また、誤解を招く使い方、例えば「↓」を「(進行方向から) 戻る」という意味での表示はしないように注意する必要があります。

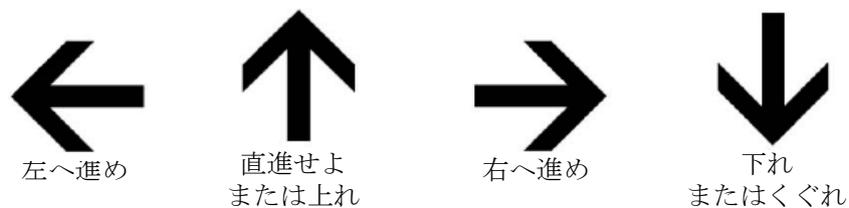


図 矢印表示の使い方

【参考：標準案内用図記号（交通エコロジーモビリティ財団） 一部抜粋】

公共・一般施設 Public Facilities



案内所  
Question & answer



情報コーナー  
Information



病院  
Hospital



救護所  
First aid



警察  
Police



お手洗  
Toilets



男子  
Men



女子  
Women



身障者用設備  
Accessible facility



車椅子スロープ



飲料水  
Drinking water



喫煙所  
Smoking area



チェックイン/受付  
Check-in / Reception



忘れ物取扱所  
Lost and found



ホテル/宿泊施設  
Hotel / Accommodation



きっぷうりば/精算所  
Tickets / Fare adjustment



手荷物一時預かり所  
Baggage storage



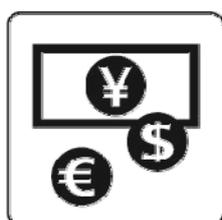
コインロッカー  
Coin lockers



休憩所/待合室  
Lounge / Waiting room



ミーティングポイント  
Meeting point



銀行・両替  
Bank, money exchange



キャッシュサービス  
Cash service



郵便  
Post



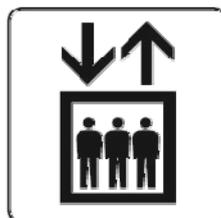
電話  
Telephone



ファックス  
Fax



カート  
Cart



エレベーター  
Elevator



エスカレーター  
Escalator



階段  
Stairs



乳幼児用設備  
Nursery



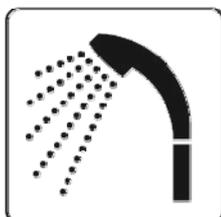
クローク  
Cloakroom



更衣室  
Dressing room



更衣室（女子）  
Dressing room (women)



シャワー  
Shower



浴室  
Bath



水飲み場  
Water fountain



くず入れ  
Trash box



リサイクル品回収施設  
Collection facility for  
the recycling products

### 交通施設 Transport Facilities



航空機 / 空港  
Aircraft / Airport



鉄道 / 鉄道駅  
Railway / Railway station



船舶 / フェリー / 港  
Ship / Ferry / Port



ヘリコプター / ヘリポート  
Helicopter / Heliport



バス / バスのりば  
Bus / Bus stop



タクシー / タクシーのりば  
Taxi / Taxi stop



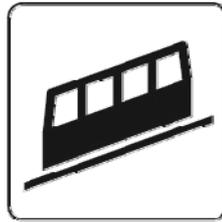
レンタカー  
Rent a car



自転車  
Bicycle



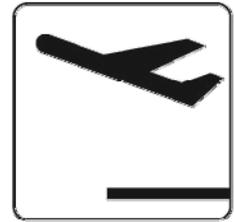
ロープウェイ  
Cable car



ケーブル鉄道  
Cable railway



駐車場  
Parking



出発  
Departures



到着  
Arrivals



乗り継ぎ  
Connecting flights



手荷物受取所  
Baggage claim

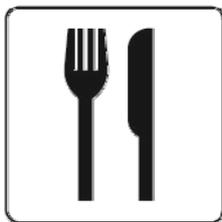


税関 / 荷物検査  
Customs / Baggage check



出国手続 / 入国手続 / 検疫 / 書類審査  
Immigration / Quarantine / Inspection

### 商業施設 Commercial Facilities



レストラン  
Restaurant



喫茶・軽食  
Coffee shop



バー  
Bar



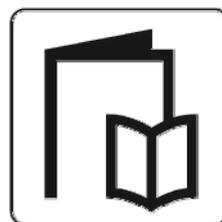
ガソリンスタンド  
Gasoline station



会計  
Cashier



店舗 / 売店  
Shop



新聞・雑誌  
Newspapers, magazines



薬局  
Pharmacy



理容 / 美容  
Barber / Beauty salon



手荷物託配  
Baggage delivery service

観光・文化・スポーツ施設 Tourism, Culture, Sport Facilities



展望地 / 景勝地  
View point



陸上競技場  
Athletic stadium



サッカー競技場  
Football stadium



野球場  
Baseball stadium



テニスコート  
Tennis court



海水浴場 / プール  
Swimming place



スキー場  
Ski ground



キャンプ場  
Camp site



温泉  
Hot spring



公園  
Park



博物館 / 美術館  
Museum



歴史的建造物  
Historical monument

安全 Safety



消火器  
Fire extinguisher



非常電話  
Emergency telephone



非常ボタン  
Emergency call button

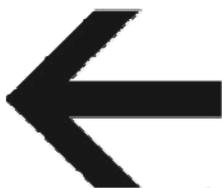


非常口  
Emergency exit

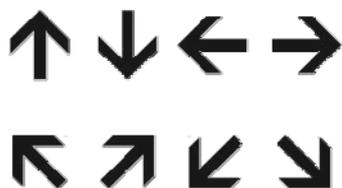


広域避難場所  
Safety evacuation area

指示 Mandatory



矢印  
Directional arrow



応用例  
variants

【参考：観光地及び施設等のピクトグラム（鳥取県道路案内標識整備マニュアルより）】



学校(小・中・高)



図書館



寺院



神社

仁風閣等、歴史的な観光施設のうち主要なものについては、標準案内用図記号の「歴史的建造物」のデザインに基づき、概念を変えない範囲で適宜図形を変更し作成できることとします。



仁風閣

【参考：身体障がい者・オストメイト・乳幼児対応トイレを表すピクトグラム】

車いす利用者、人工肛門・人工膀胱を使用している方、乳幼児の対応が可能なトイレについては、右のピクトグラムを表示することとします。



## ④イラスト

行動の起点となる駅前の総合案内マップ等では、主な利用者と想定される観光客に、観光施設等に関する情報をわかりやすく表示するため、施設名及びピクトグラムと併せて、主要施設等にイラスト等を表示することが有効な場合もあります。ただし、イラストの対象としては、観光拠点として重要な著名地点や、まちなみ景観を構成する特徴のある施設に限ることとし、公共サインがそれら拠点への誘導を目的とする場合にイラストの表示を行うこととします。

イラストの使用にあたっては、案内マップに記載する情報が増えるため繁雑にならないよう、イラストの大きさや色彩に注意することが必要です。また、イラストは誘導ルート及び主要道路や主要施設情報の見え方に影響を及ぼさない範囲で掲載することとします。



図 【参考】鹿野町の案内マップに表示されている建物イラスト

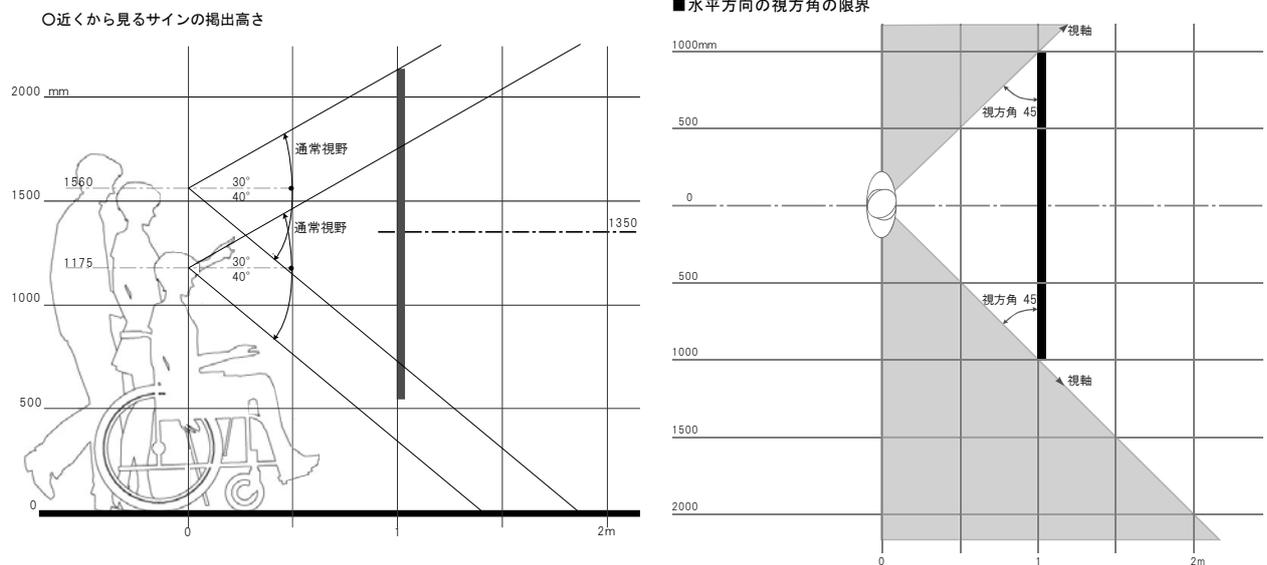
(3) 表示部構造に関すること

①表示面の大きさ

近くから視認するサインは、立っている人と車いす使用者の中間の視点である、床面から1350mm程度の高さを表示面の中心とします。また、表示面上端と下端は、最大でも両者の視野に入るようにする必要があります。

案内マップなど情報量の多い大型の表示面の場合、誤読率が増加する視方角(45°)の限界を超えないように、想定する視認位置から水平方向にも垂直方向にも視方角が45°以下にならないよう、サインの幅寸法や掲出の高さ、面の傾きなどを設定します。

案内マップの表示面は、視力の弱い人が表示面から50cmの距離で見渡せる範囲を基準として、1m四方以内に収まるサイズとします。



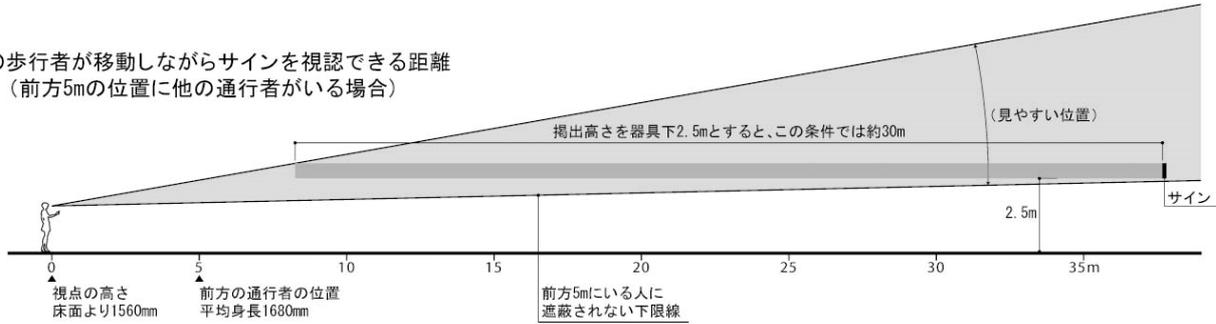
※参照 ひと目でわかるシンボルサイン 標準案内図記号ガイドブック  
: 交通エコロジー・モビリティ財団

②高さ

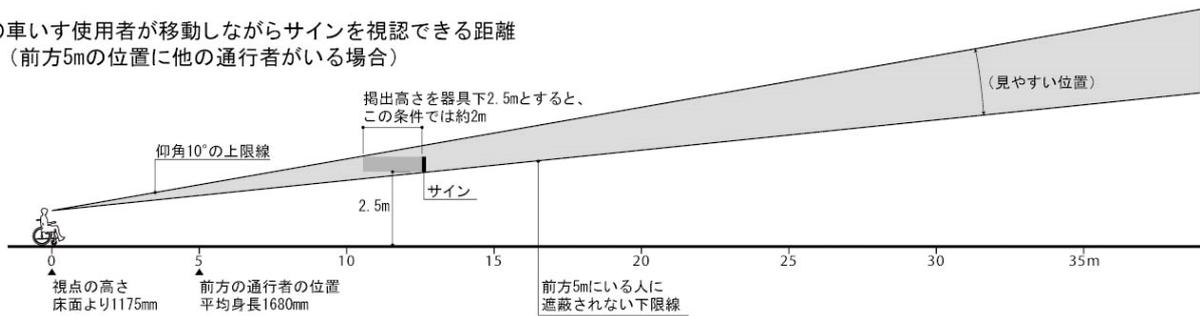
遠くから見るサインは、人が移動している場合、一定の高さ以上にあるものは視認し難くなります。また、不特定多数の人が利用する施設では視界の前方に他の通行者がいる場合も多く、視認位置から仰角 10° より下の可能な限り高い位置に掲出することが必要です。

そのため、遠くから認識する必要のあるサインについては、サイン施設の下端を 2.5m 以上の高さに設定する必要があります。

○歩行者が移動しながらサインを視認できる距離  
(前方5mの位置に他の通行者がいる場合)



○車いす使用者が移動しながらサインを視認できる距離  
(前方5mの位置に他の通行者がいる場合)



※参照 ひと目でわかるシンボルサイン 標準案内図記号ガイドブック  
: 交通エコロジー・モビリティ財団

3-2. 表示内容基準

(1) 案内マップの表示基準

① 凡例

凡例は原則4カ国語（日本語、英語、中国語、韓国語）で表示します。ただし、多言語による表記は多くの表示スペースを要するため、表示が繁雑にならないよう注意します。

凡例表示スペースが十分に確保出来ない場合で、レイアウトの結果文字サイズが最小基準である4mm以下となる場合は、日本語と英語の2カ国語表記で対応することとします。



図 凡例表示の例

② 方位記号

案内マップには、地図の向きを方位により指し示す方位記号を表示します。方位記号は、北の方角を指し示す分かりやすいデザインとします。

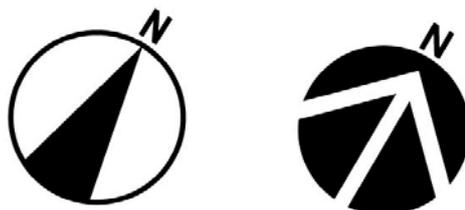


図 方位記号の例

③ スケール

案内マップには、地図の縮尺を示すための移動距離の目安となるスケールを表示します。スケールは、案内マップ表示面内で掲載情報の支障にならない位置に配置し、地図の縮尺や表示内容に合わせて、距離情報・色彩は適宜変更します。

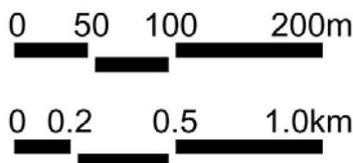


図 スケール表示の例

## (2) 誘導サインの表示基準

誘導サインは、サインが設置された誘導ルート上、もしくはルートを経由した先にある目的地・施設の名称、距離、方角、該当するピクトグラムを表示します。

施設名称は必ず2カ国語以上の言語を併記することとし、「3-3. 表示情報基準 (2) 誘導対象施設の表示基準」のランク定義で最も優先度の高い施設と判定されたものは、日本語・英語・中国語・韓国語の4カ国語を表記することとします。

## (3) 管理者情報の表示

サイン施設の見えやすい部分に、現在地の地点名（住所）及び管理者名・連絡先を記載します。地点名については、住所に限らず通り名称など、利用者にとって有効と考えられる位置情報を表示します。

## (4) 言語表記に関すること

### ①日本語表記

表記内容を簡潔で読みやすいものとするために、施設名称は必要に応じて簡略化するものとします。特に誘導サインに表示する場合を考慮すると、限られた表示面で十分に視認できる文字サイズを確保することが重要なため、明確に理解される範囲内で部分的な省略を行います。

#### 表記の具体例①

鳥取市こども科学館 → こども科学館  
鳥取県立博物館 → 県立博物館

なお、呼称（愛称）のある施設については、必ず正式名称とあわせて呼称を併記することとします。正式名称が簡略化できる場合でも、呼称のみの表示は避けることとします。

#### 表記の具体例②

わらべ館 → 鳥取童謡・おもちゃ館（わらべ館）  
やまびこ館 → 鳥取市歴史博物館（やまびこ館）  
→ 歴史博物館（やまびこ館）

施設名称の表記にあたっては、設置するサインの全てについて統一した表記とするとともに、観光関連機関と調整し、観光地図等の配付資料の表記と一貫性をもたせることとします。

地名における番地（丁目）の表示については、案内マップに表示する場合のみ、「丁目」の表示を省略し、数字をカッコ内に表示することとします。

#### 表記の具体例③

二階町2丁目 （現在地点表示など）  
二階町（2） （案内マップ内の表示）

②英文・ローマ字表記

施設名称等の英文表記は、固有名称についてはヘボン式で、普通名称については英語により表記します。ただし、慣用上固有名詞と普通名詞に切り離せない場合は、普通名詞の部分も含めてローマ字による表記として、必要に応じて英文を付記します。

原則として英文は、表記対象となる各施設、又は関係機関と調整し、決めるものとします。

	基 準	例
1	長文を表す「ー」「^」、「h」等は特にこれを用いない。	樗谿 Ochidani
2	はねる音を表す「ン」はnで表すが、m、b、pの前では、mを用いる。	仁風閣 Jimpukaku ※市マップでは Jinpukaku
3	はねる音を表すnに続く母音字およびyはハイフンによって切り離す。	観音院庭園 Kannon-in Garden
4	つまる音は、次にくる最初の子音字を重ねて表すが、次にchが続く場合には、cを重ねずにtを用いる。	鳥取空港 Tottori Airport
5	表記が長く読みにくい場合はハイフン「ー」で切る。	流しびなの館 Nagashi-bina Doll Museum
6	語頭及び名詞は語頭を大文字で書く。但しハイフンの次にくる文字は小文字を用いる。	観音院庭園 Kannon-in Garden
7	企業名などで英文による略語が慣用化している場合はこれを用い、日本語の音や正式英語を使用しない。	良い例：N T T 悪い例：エヌティーディー・NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE WEST CORPORATION
8	行政区域に関する町名で、旧町名が施設名称として使用されている場合は、旧町名称に「Town」を付けて表記する。一方、地区名称の「〇〇町」については、読み方によって「~machi」「~cho」のようにローマ字で表記する。	河原町役場 Kawahara Town Branch Office 弥生町（地区名） Yayoicho 西町（地区名） Nishimachi
9	施設名称は原則として正式英訳によるが、英語による略語がある場合は(次頁表参照)それを使用してもよい。(地図中が繁雑になる場合など)	鳥取大学 Tottori Univevrsity ↓ Tottori Univ.

表 ローマ式綴り（ヘボン式）

あ	い	う	え	お	が	ぎ	ぐ	げ	ご
a	i	u	e	o	ga	gi	gu	ge	go
か	き	く	け	こ	ざ	じ	ず	ぜ	ぞ
ka	ki	ku	ke	ko	za	ji	zu	ze	zo
さ	し	す	せ	そ	だ	ぢ	づ	で	ど
sa	shi	su	se	so	da	ji	zu	de	do
た	ち	つ	て	と	ば	び	ぶ	べ	ぼ
ta	chi	tsu	te	to	ba	bi	bu	be	bo
な	に	ぬ	ね	の	ぱ	ぴ	ぷ	ぺ	ぽ
na	ni	nu	ne	no	pa	pi	pu	pe	po
は	ひ	ふ	へ	ほ	きゃ		きゅ		きょ
ha	hi	fu	he	ho	kya		kyu		kyo
ま	み	む	め	も	しゃ		しゅ		しょ
ma	mi	mu	me	mo	sha		shu		sho
や		ゆ		よ	ちゃ		ちゅ		ちょ
ya		yu		yo	cha		chu		cho
ら	り	る	れ	ろ	にゃ		にゅ		にょ
ra	ri	ru	re	ro	Nya		nyu		nyo
わ					ひゃ		ひゅ		ひょ
wa					hya		hyu		hyo
ん					みゃ		みゅ		みょ
n					mya		myu		myo
					りゃ		りゅ		りょ
					rya		ryu		ryo
					ぎゃ		ぎゅ		ぎょ
					gya		gyu		gyo
					じゃ		じゅ		じょ
					ja		ju		jo
					びゃ		びゅ		びょ
					bya		byu		byo
					ぴゃ		ぴゅ		ぴょ
					pya		pyu		pyo

表 略語（参考）

言語	略語
National	Nat'l
Prefecture	Pref.
Government	Govt.
Avenue	Ave.
Route	R.
Expressway	Expwy.
Building	bldg.
Center	Ctr.
Station	Stn.
University	Univ.
Department	Dept.
Island	Is.
Interchange	I.C

度々使用する語句

項目	和文	英文
出入口	入口	Entrance
	出口	Exit
方面、方角	～方面	for～
	至～	for～
タイトル	地域案内図	Area Map
	広域案内図	Surrounding Area
	周辺案内図	Local Vicinity

3-3. 表示情報基準

(1) 案内マップの情報掲載基準

市街地案内図等の地図上に記載する施設等の掲載基準を次ページ以降に示します。

案内・誘導に必要な施設等の情報は、「図形表現（地図上に施設の形状を図形で示す）」、「ピクトグラムまたはマーク」、「施設等の名称」を用いて表示することとします。

表 情報掲載基準の考え方

案内図の種類	利用対象と目的	情報掲載の考え方
市街地案内図	市街地全体の構造を把握 現在地と目的地の位置関係を把握 行動目的の対象となる施設を探す	優先度の高い誘導施設を表示 行動拠点からの位置関係が分かる範囲を表示 ピクトグラムについては、施設機能が行動目的となるもの※を表示する
周辺案内図	現在地周辺の詳細な地域情報を把握 周辺の施設概要の把握	市街地案内図よりも詳細な地域情報を掲載する 誘導施設については、施設概要を表示するピクトグラムを表示できる 誘導施設以外に、移動に関する情報（バス停や案内サインの位置）を表示する
広域案内図	鳥取市全域の概要把握 鳥取市全域の中での現在地把握 市内他拠点への移動手段情報の把握	優先度の高い著名地点を表示 鉄道および主要道路の表示により、市域と隣接市町村（周辺地域）との位置関係を表示する

※「施設機能が行動目的となるもの」について

市街地案内図のうち、ピクトグラムで表示するのは交通機関（駅・バスターミナル・タクシー乗り場等）、銀行、郵便局、観光案内所、トイレ、ホテル、駐車場、病院 とします。

これらの施設については、「バスに乗りたい」「お金を引き出したい」「郵便を出したい」「宿泊したい」「車を停めたい」等の行動目的のための機能を表示する必要があります。

一方、主要な公共施設や観光拠点については、利用者は特定の施設を訪問することを目的としているため、必要な表示情報は施設名称であり、ピクト表示の重要度は施設名よりも低いと考えられます。

周辺案内図は縮尺を小さくしてエリアを拡大表示するため、詳細な地域情報を表示するとともに、個別施設についてもピクトを表示する方向で検討します。

なお、地域により地域独自の資源（案内においてランドマークとなるような資源）がある場合は、実情に応じ追加表示することも可能とするが、利用者の行動目的や掲載範囲、縮尺に応じて、表示面が煩雑にならないよう配慮します。

■市街地案内図の情報掲載基準

施設などの分類		掲載基準	掲載表現		
			図形表現	ピクトグラム・マーク	名称表示
地勢名等	海、港湾	主要なもの	○		○
	河川、水路	主要なもの	○		○
	山・丘陵	標高100m以上もしくは観光要素があるもの	○		○
地名	市町村				○
	町丁目				○
	地区名	温泉郷など特記すべき地区名、主要な商店街(商店街名については関係者と要協議)			○
交通機関	道路	高速道路、有料道路、国道、その他主要な市道	○	○国道のみ	主要道路のみ
	主要交差点、インターチェンジ	地域で特に重要と考えられる交差点等	○交差点は信号マーク表示		○重要なもののみ
	橋梁	主要河川に架かるもの	○		○
	鉄道路線	原則としてすべて	○		○
	鉄道駅	原則としてすべて	○	○	○
	至る表示	次の駅、もしくは代表的な駅名によって表示			○
	駐車場	公営駐車場	△	○	
	その他	バスターミナル、タクシー乗り場 レンタサイクル		○ ○	○ ○
公共施設	公園緑地	近隣公園以上 街区公園は地図縮尺により色彩表現	○	○近隣公園以上	○近隣公園以上
	国・県の施設	広く一般に利用されるもの(警察、郵便局、裁判所など)、観光要素が強いものなど	○		○
	市の施設	広く一般に利用されるもの(保育園や公民館は対象外)、観光要素が強いものなど	○		○
公益施設	郵便局	全て表示する		○	主要なもの
	銀行	支店以上の店舗		○	
	民間医療施設	緊急告示病院	△	○	○
	民間教育施設	小中学校、高等学校、大学 ※保育園・幼稚園は対象外	△		○
民間施設	文化・スポーツ施設	広く一般に利用される主要なもの	△		○
	福祉施設	広く一般に利用される主要なもの	△		○
	宿泊施設	客室数50以上のもののみピクト表示	△	○	
	寺社仏閣	市指定以上の文化財をもつもの、地域の祭等の拠点となるもの、観光協会の案内マップに掲載されているもの			○
	その他	観光施設については、観光協会と連携するうえでも観光マップ及びWEBに掲載された施設を基準とする	△		○
移動円滑化	バリアフリー経路	特定経路・準特定経路は全て表示する	○		
	公衆トイレ	全て表示する(オストメイト対応は全て表示)		○	
	観光案内所	全て表示する		○	

図形△:建物規模による

■周辺案内図の情報掲載基準

※周辺案内図のみに掲載する情報について網掛けしています

施設などの分類		掲載基準	掲載表現		
			図形表現	ピクトグラム・マーク	名称表示
地勢名等	海、港湾	主要なもの	○		○
	河川、水路	主要なもの	○		○
	山・丘陵	標高100m以上もしくは観光要素があるもの	○		○
地名	市町村				○
	町丁目				○
	地区名	温泉郷など特記すべき地区名、主要な商店街(商店街名については関係者と要協議)			○
交通機関	道路	高速道路、有料道路、国道、その他主要な市道	○	○国道のみ	主要道路のみ
	主要交差点、インターチェンジ	地域で特に重要と考えられる交差点等	○交差点は信号マーク表示		○
	橋梁	主要河川に架かるもの	○		○
	鉄道路線	原則としてすべて	○		○
	鉄道駅	原則としてすべて	○	○	○
	至る表示	次の駅、もしくは代表的な駅名によって表示			○
	駐車場	公営駐車場	△	○	
	その他	バス停(くる梨) バスターミナル、タクシー乗り場 レンタサイクル		○	○
公共施設	公園緑地	街区公園以上を表示	○	○	○
	広域避難所	全ての避難所を表示	○	○	○
	国・県の施設	広く一般に利用されるもの(警察、郵便局、裁判所など)、観光要素が強いものなど	○	○	○
	市の施設	広く一般に利用されるもの(保育園や公民館は対象外)、観光要素が強いものなど	○	○	○
公益施設	郵便局	全て表示する	△	○	主要なもの
	銀行	支店以上の店舗		○	
	民間医療施設	緊急告示病院	△	○	○
	民間教育施設	小学校、高等学校、大学(短期大学を含む) ※保育園・幼稚園は対象外	△	○	○
民間施設	文化・スポーツ施設	広く一般に利用される主要なもの	△	△標準案内用図記号等に対応可能なもの	○
	福祉施設	広く一般に利用される主要なもの	△		○
	宿泊施設	客室数50以上のもののみピクト表示	△	○	
	寺社仏閣	市指定以上の文化財をもつもの、地域の祭等の拠点となるもの、観光協会の案内マップに掲載されているもの		○	○
	その他	観光施設については、観光協会と連携するうえでも観光マップ及びWEBに掲載された施設を基準とする	△	△標準案内用図記号等に対応可能なもの	○
移動円滑化	案内誘導サイン	案内サインについては全て表示する		○	
	バリアフリー経路	特定経路・準特定経路は全て表示する	○		
	公衆トイレ	全て表示する(オストメイト対応は全て表示)		○	
	観光案内所	全て表示する		○	

図形△:建物規模による

■広域案内図の情報掲載基準

	施設などの分類	全市域を含む広域案内図	表示基準		
			ピクトグラム	名称表示	
名称等表現	地勢名等	海、港湾	主要なもの	港湾○	○
		河川、水路	主要なもの		○
		山・丘陵・峠	観光要素のあるもの（観光コンベンション推進課と適宜調整）		○
	地名	市町村	近隣市町村名		○
		町丁目	表示しない		
		地区名	旧町名、温泉郷、鳥取砂丘		○
	交通機関等	道路	高速道路、有料道路、国道	△標識マーク	○
		道の駅	原則としてすべて	○	○
		橋梁	原則として表示しない		
		鉄道路線	原則としてすべて		○
		鉄道駅	原則としてすべて		○
		空港	鳥取空港	○	○
		至る表示	次の駅、もしくは代表的な駅名によって表示		○
	公共施設	公園緑地	広く一般に利用される総合公園、運動公園など		○
		国・県の施設	広く一般に利用され著名なもの、観光要素の強いもの（適宜観光コンベンション推進課と適宜調整）		○
		市の施設	広く一般に利用され著名なもの、観光要素の強いもの（適宜観光コンベンション推進課と適宜調整）		○
	公共的施設	公益施設	原則として表示しない		
		民間医療施設	原則として表示しない		
		民間教育施設	原則として表示しない		
	民間施設	文化・スポーツ施設	広く一般に利用され著名なもの、観光要素の強いもの（観光コンベンション推進課と適宜調整）		○
大規模商業施設		原則として表示しない			
宿泊施設		原則として表示しない			
金融機関		原則として表示しない			
寺社仏閣		広く一般に利用され著名なもの、観光要素の強いもの（観光コンベンション推進課と適宜調整）		○	
その他		広く一般に利用され著名な観光施設や地区（観光コンベンション推進課と適宜調整）		○	

(2) 誘導対象施設の表示基準

誘導サインにより誘導案内を行う施設については、不特定多数が利用する公共的機能を有する施設を優先として、以下のとおり選出する。

【車両系標識（114系著名地点案内標識）の誘導対象施設】

- 「鳥取県道路案内標識整備マニュアル」に定められた観光地名表示、施設名表示の基準に従い施設を選出。
- 特に、過去5年間に於いて単年の年間入場者数が5万人以上の集客施設や、市および県の観光振興関連の計画に位置づけられている集客拠点、特にそのうち専用駐車場を有する施設については、優先度を上げて誘導案内を行うものとする。
- 誘導のためのサインは、原則として著名地点案内標識（114系）とする。ただし、駐車場入口が分かりにくい、アクセス経路が複雑等の事情により、著名地点案内標識の誘導機能を補完する必要がある場合には、案内が必要な箇所に公共サインを整備する。
- 誘導サインの配置については、以下の考え方で設置する。

ランク	ランクの定義	配置の考え方	主な施設
1	年間を通して利用者が多く、特に市外からの来訪者が多い施設で、案内誘導の需要が高いと想定されるもの	国道および県道で市外から来訪した場合、施設まで誘導できるよう配置	行政機関（市役所、県庁等）、鳥取砂丘など全国的に著名な観光集客拠点等
2	市民および市外からの来訪者の利用が多い施設で、集客効果が高いもの	国道および県道で旧市町村界を超えて来訪した場合、施設まで誘導できるよう配置	駅、文化ホール、観光施設等
3	主に地域住民の利用が多い施設	原則として配置しない	その他施設

## 【歩行者系サインの誘導対象施設】

- 不特定多数の利用があり、特に市外からの利用者が多い施設を優先して誘導する。
- 歩行者の行動起点となる駅、バス停、駐車場等から施設までの誘導を基本とするが、優先度の高い施設については、地区内の鉄道駅から連続した誘導を行うこととする。
- 主要な公共施設で誘導の需要が高いと想定される施設を最優先とするが、観光施設については外国人来訪者数や上位計画での位置づけ等も踏まえ優先度を設定する。

ランク	ランクの定義	表示手法	施設名等の表示
1	年間を通して利用者が多く、市外からの来訪者や外国人観光客の来訪者が多い施設で、案内誘導の需要が高いと想定されるもの	誘導サインの表示の優先度が最も高い 誘導サインの最上段に表示	4カ国語表示 ピクトグラムの表示
2	ランク1に準ずる施設で、外国人観光客の利用がほとんど見られないもの	誘導サインに表示 ランク1に続いて優先度が高い	2カ国語表示 対応するピクトグラムがある場合はピクトグラムの表示
3	市民および市外からの来訪者の利用が多い施設で、集客効果が高いもの	誘導サイン下段に表示 表示施設数によっては、文字サイズが縮小される場合もある	
4	主に地域住民の利用が多い施設	原則として誘導サインには表示しない	—

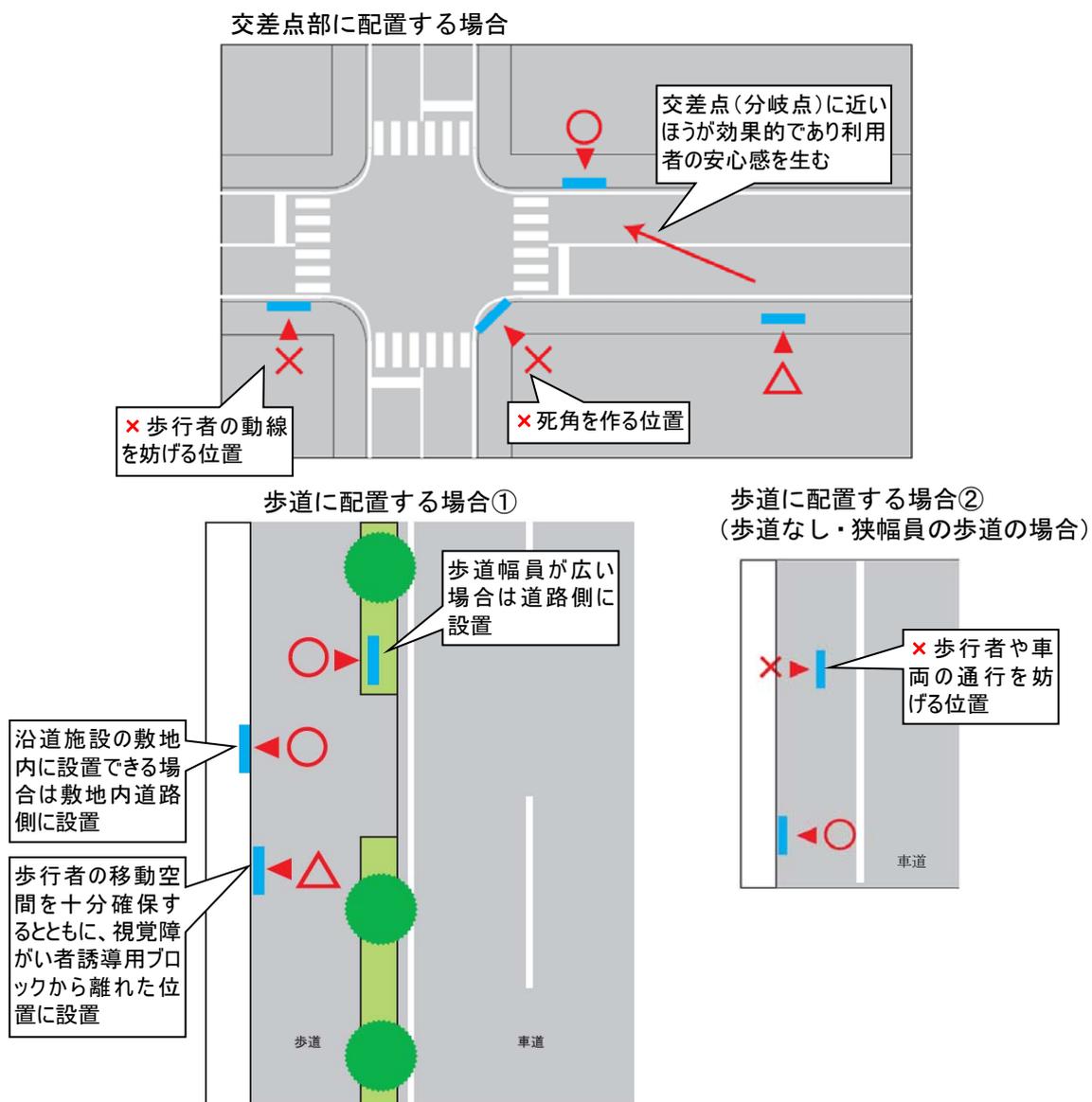
## 第4章 サイン施設の整備方針

### 4-1. 施設の配置方針

#### ■案内サイン及び誘導サインの配置の考え方

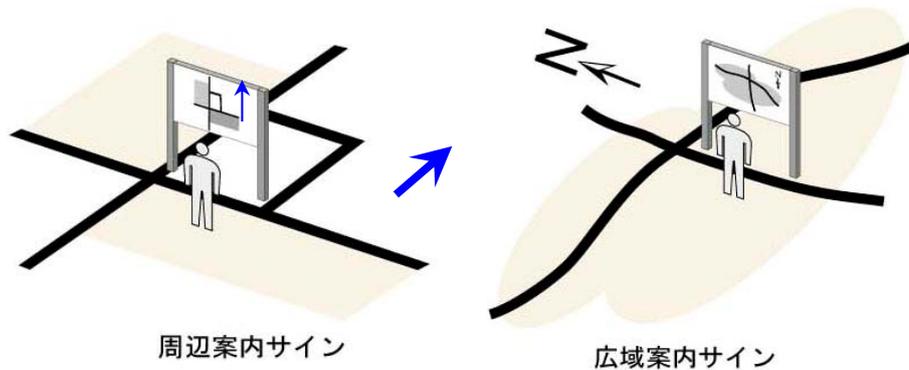
サインは、分岐点からそれぞれ視認できる、歩行者の円滑な移動を妨げない位置に配置します。また、サイン設置後に、車いす使用者や介助者が必要な歩行者等の移動空間が十分に確保できる位置に設置します。

歩道上の誘導サインは、視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）の位置を避けて設置します。原則としてブロック端から90cm以上離れた位置を基本とし、やむを得ない場合は60cmの位置に設置することとします。



## ①サイン施設の設置

案内サインの表示面は、サインに向かって前方を上として設置します。ただし、縮尺の小さい広域案内マップでは、北を上として設置します。



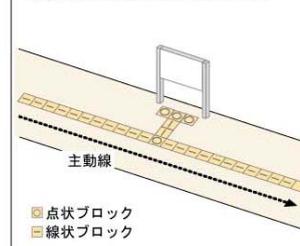
サインを視覚障がい者誘導用ブロック（点字ブロック）のある歩道上に設置する場合、サインの設置方向は進行方向に対し平行に設置することを基本とします。歩道幅員が広く、休憩施設や植栽等が整備されている地点や、案内サインの利用者が多く見込まれる

場所で設置場所を十分確保できる場合は、主要動線の進行方向に対し直角に設置することが有効な場合もあります。いずれにしても、視覚障がい者誘導ブロックの曲部を可能な限り少なくするよう設置方向を工夫することが必要です。

なお、音声案内や点字表示、触地図など、視覚障がい者のための案内機能を備えたサイン施設を設置する場合は、視覚障がい者誘導ブロックにより歩行者をサイン施設正面まで誘導します。

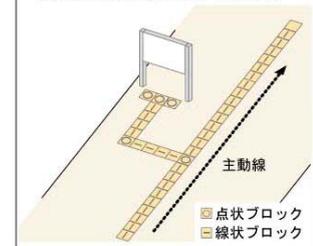
## ■ 平行に設置

表示板は主動線に対して平行に



## ■ 直角に設置

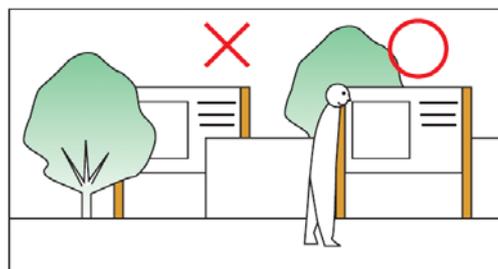
表示板は主動線に対して直角に



②施設設置時の配慮事項

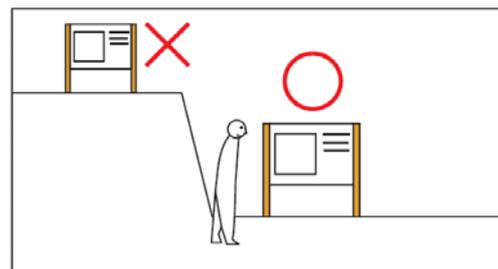
●サインの顕在性確保

建物や樹木、広告看板等、利用者からの視野を妨げるものがなく、見つけやすい場所に設置します。サイン施設の周辺に設置物が多く、サインの存在が目立たない場合は、「インフォメーションマーク」を設置するなどして、サインの顕在性を高めるよう努めます。



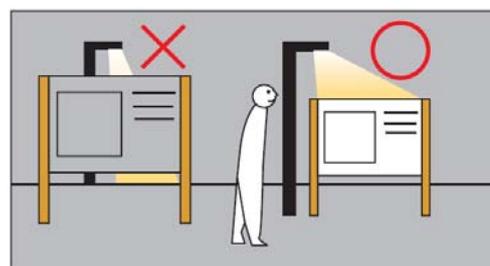
●サインの視認性確保

サイン施設は、利用者が見やすい位置を考慮して配置します。視認に適した高さ・向きを十分現地で確認した上で、できるだけ近づくことのできる位置に配置します。



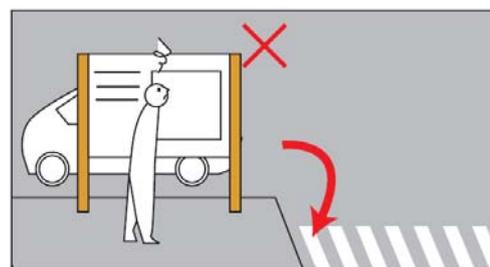
●夜間の視認性確保

夜間に来訪者の通行量が多い場所では、できるだけ照明付きのサイン施設を整備することが望ましいですが、市街地内でサイン周辺に照明施設が設置されている場合は、照明の位置を考慮して設置します。



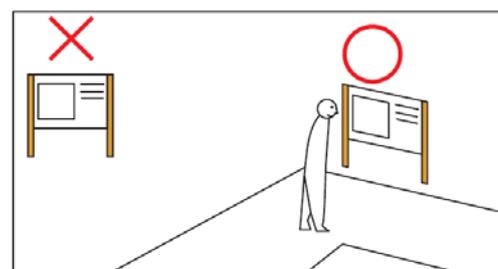
●利用者の安全性確保

交差点部にサイン(自立型)を設置する場合は、歩行者の動線を妨げない位置に設置するとともに、自動車や他の通行者に対して死角ができる位置を避けて配置します。



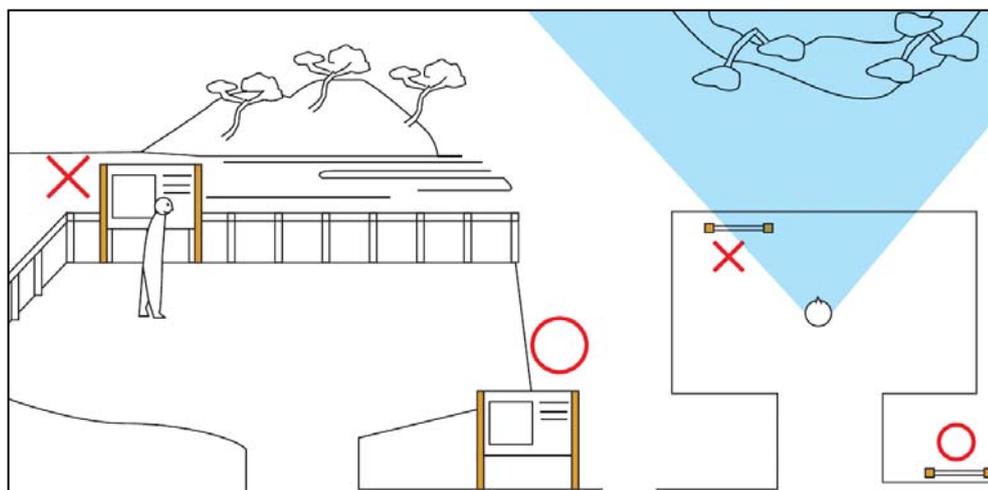
●サインの機能性確保

サインを効果的に利用できるよう、利用者の動線を踏まえて見つけやすい位置に施設を設置します。どうしても動線上に設置できない場合は、インフォメーションマークの添加等により顕在性を確保します。



## ●周辺景観への配慮

良好な景観を形成している拠点や、文化的な建物等の周辺にサイン施設を設置する場合は、来訪者が景観や施設を楽しむための視点場からの景観を妨げないように、設置位置や形状を検討します。



### 4-2. 施設整備方針

ここでは、道路等屋外に設置する誘導案内のための案内サインと誘導サインについて、サイン施設整備における計画段階での配慮点を定めます。位置サインについては、前項までの基準をふまえた表示面の大きさ・高さ・設置方向を検討し、各施設の敷地や建物形状等の状況に応じて設置することが必要です。

#### (1) 設計施工に関すること

##### ①構造

サイン施設の構造については、施設自体の耐久性と安全性を考慮することはもちろん、より利用者の立場に立った施工上の工夫を心がけます。また、長期にわたりサインを活用できるように、維持管理面にも配慮した構造とします。

##### ●サインへの近づきやすさを確保すること

視力の弱い人や車いす使用者がサインの近くに寄って表示を見ることを前提に、低い視線へ配慮した表示面高さを設定するとともに、不要な装飾は排除することとします。サイン施設周辺の段差や路面状況についても、サインへのアクセスに支障があると判断される場合は、設置箇所の移動や舗装整備をあわせて検討します。

##### ●メンテナンスが容易であること

人為的な事故やいたずら等による破損については、表示面カバーの設置、四隅の巻き込み、貼り紙やいたずら書き防止の表面加工処理などの対策を行います。

サインの表示面は、施設や周辺状況の変化に応じて情報内容の更新を速やかに行うことが望ましいため、定期的・短期的な変更が予測されるものについては、部分的な取り替えが可能な構造とします。

##### ●点字表示・触地図を整備する場合の配慮

点字表示面を紫外線硬化樹脂印刷や後貼りで行う場合は、ベース素材と表面仕上げとの相性の善し悪しにより剥離が起こる場合があるため、十分に確認して施工する必要があります。

サイン施設の多くは屋外に設置されるため、点字表示や触地図など、手で触れて情報を認識するサインについては、表示面が高熱にならないための材質を選ぶなどの配慮が必要です。

##### ②照明

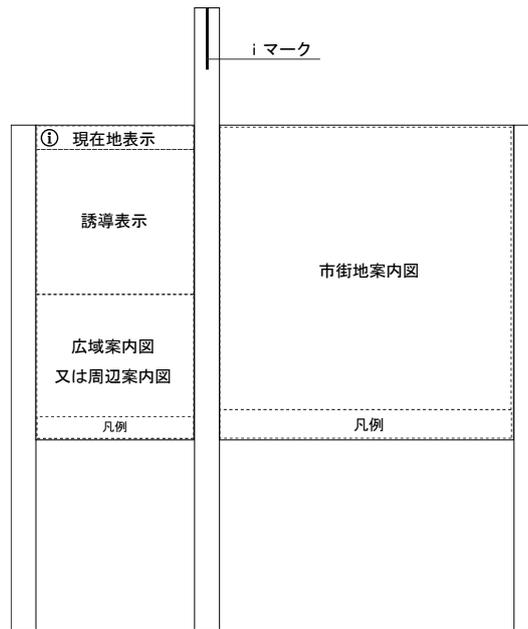
夜間に歩行者が多い地点で、曇天時や夕刻、夜間の顕在性を高める必要があると判断される場合は、主要拠点サインでの照明設備の設置を検討します。

(2) 整備に関すること

①機能配置の方針

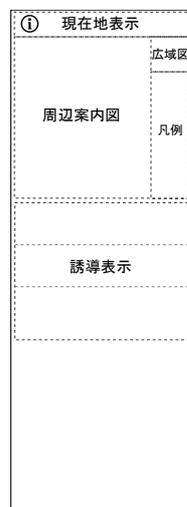
○主要拠点（行動起点・主要な案内拠点）サイン【案内サイン】

- ・駅などの行動起点や、案内拠点のうち主要な交差点等では、地図による案内を主目的とするサインとし、一定のエリア全体を示す市街地案内図と広域図、及び優先的に誘導すべき施設への誘導サインを表示します。
- ・サインの顕在性を確保するため、適切な高さにインフォメーションマークを掲示します。



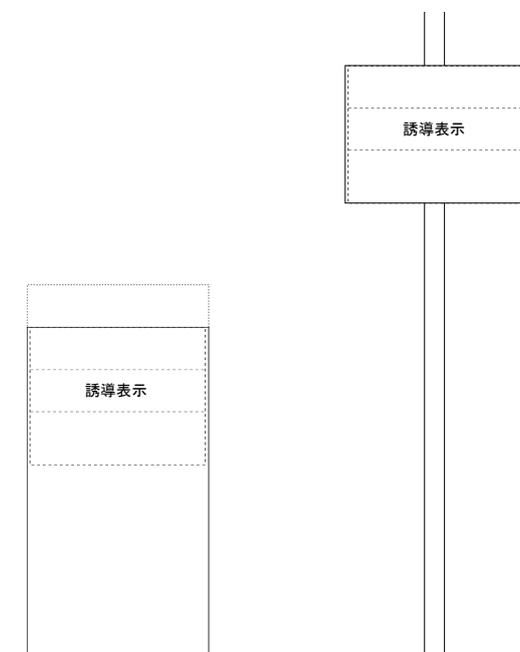
○案内拠点サイン【誘導サイン+周辺案内図】

- ・誘導ルート上の分岐点や主要交差点では、誘導目的となる施設への誘導サインとあわせて周辺の案内図を表示します。



### ○誘導拠点サイン【誘導サイン】

- ・誘導表示は誘導経路上にある誘導目的となる施設名、及び配置箇所周辺の主要施設名称に、誘導方向を示す矢印と距離標を併記します。
- ・直立型のサインを設置できない地点では、既存の標識支柱や施設壁面等に誘導表示パネルを添架します。



## ②サイン表示面

## ●案内マップ表示面

案内マップは原則として、広域案内としては市全域の範囲、市街地案内としては現在地の周辺約1～1.5km<sup>2</sup>を表示範囲とします。

ただし、その地区における不特定多数の行動起点となる拠点（駅・空港等）やランドマークとなる主要公共施設等を表示することで、現在地がより把握しやすくなる場合は、縮尺および表示範囲を変更します。

表 案内マップの縮尺と範囲・表示サイズ

<p>■市街地案内図</p> <p>縮尺1/1000～1500 程度 表示寸法W1000×H1000</p>
<p>■周辺案内図</p> <p>縮尺 1/1000 程度 表示寸法 W320×H400</p> <p>※縮尺は地域により変更可能とする</p> <p>■広域図（周辺案内図内に表示）</p> <p>表示寸法 W80×H80</p> <p>周辺案内図を含む市街地案内図エリア全図を表示、そのうち周辺案内図の範囲を赤枠で表示する</p>
<p>■広域案内図</p> <p>市域全域およびその周辺を表示 表示寸法W400×H400</p> <p>郊外の著名地点等では観光案内として表示寸法W1000×H1000以上で表示する</p>

## ●誘導サイン表示面

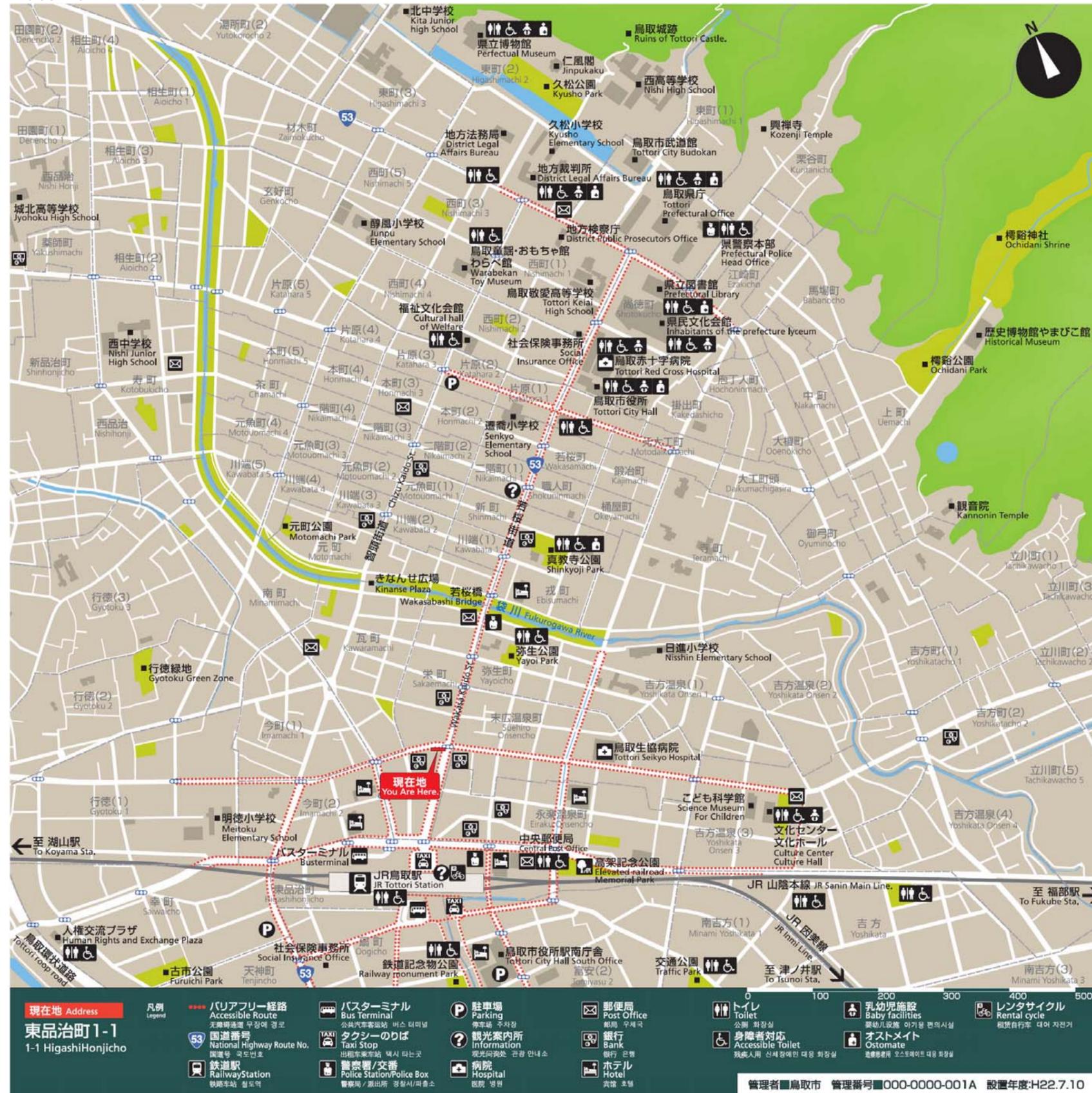
誘導サイン表示面は、サインを設置したルート上にある誘導施設への案内情報を表示します。表示内容は、施設名称（日本語及び外国語）および誘導方向、おおよその距離、該当するピクトグラムとします。

表示すべき誘導施設は、「第3章サイン表示基準 3-2（2）誘導サインによる誘導案内の考え方」に基づき設定します。複数の施設を表示する場合は、上からランク1、ランク2、ランク3の順に並べるものとします。

## ●インフォメーションマークと現在地点表示

自立型サイン（他標識支柱等への添架タイプを除く）のうち、サインの顕在性を確保する必要があるものは施設上部にインフォメーションマークを表示します。あわせて、設置地点の住所（現在地点）を表示します。

■市街地案内図（例）



■周辺案内図（例）



■ 広域案内図 (表示寸法 W1000×H1000 の例)



■誘導サイン表示（例）



■インフォメーションマークと現在地表示（例）



## 第5章 サインデザイン方針

### 5-1. サインデザインの考え方

#### (1) サイン施設のデザイン方針

案内サインや誘導サインは、道路（歩道）上に設置される施設のため、サインとして必要な機能を果たすとともに、まちなみ景観への影響について配慮する必要があります。そのため、サインのデザインに関する方針を以下のとおり設定します。

#### サインシステムにもとづくサイン施設のデザイン方針

##### 【景観への配慮】

すでに形成された独自の景観を阻害しない色・形状であること

##### 【不要な装飾の排除】

見やすく分かりやすい、シンプルな形状や表示面であること

##### 【顕在性の確保】

サインとして必要な「見つけやすさ」を確保すること

##### 【デザインの統一性】

連続した案内となるよう、地区内ではデザインの統一性を確保すること

##### 【景観への配慮】

鳥取市の公共サインはまちなみ景観を構成する一要因ではあるものの、それ自体が「地域らしさ」を表現したり、特徴的な景観要素として造られたりするものではありません。「鳥取らしさ」を表す個性あふれる優れた景観は、既に鳥取市各地で形成されています。サイン施設のデザインは、目立ちすぎてデザイン的に主張することのないようにします。

##### 【不要な装飾の排除】

案内・誘導が必要な人は、その「情報」が必要であって、サインをオブジェやモニュメントとして必要としているではありません。造形的な工夫を否定するものではありませんが、あくまでまちの「脇役」であることに留意して整備します。

##### 【顕在性の確保】

視界が開けている場合や、周辺に看板や標識等が見られない場合は、サイン施設を見つられる最小限の高さ・形状でもかまいませんが、市街地内で様々な看板等が乱立するなど視界が阻まれている場合には、ある程度の距離から見つけられるような高さ・形状等の工夫が必要です。

##### 【デザインの統一性】

原則として市街地では、「公共サインにより連続した案内が行われている」と利用者が感じられるよう、ガイドライン内で示すデザイン案にもとづき整備を進めます。なお、それぞれの地区で景観への配慮の視点からデザインおよび素材の変更を行う場合においても、地区内でのデザインの統一性を図ることとします。

(2) 公共サインデザインのルール

本ガイドラインにもとづき設置される公共サインについては、案内の連続性を確保するとともに、サイン施設の視認性を高めるため、サイン施設の「コンセプトカラー」を設定し、鳥取市内における統一性のある誘導案内システムの実現を図ります。

鳥取市の誇る歴史的・文化的景観や、山林や水辺の貴重な自然景観を阻害することなく、多様な景観になじむ落ち着いた色をサイン施設の「ベースカラー(基調色)」とします。あわせて、市街地においては多彩な建築物・工作物のなかでサインとしての顕在性を確保できるよう、施設の一部に「アクセントカラー」を使用できることとします。

**鳥取市公共サインのコンセプトカラーは「ブルーグリーン」とします  
アクセントカラーが必要な場合は「フラワーピンク」を使用します**

**アクセントカラー（施設の一部に使用）**

**フラワーピンク**

サザンカ（市の木）、らっきょうの花（市の花）をイメージさせる色。サインの顕在性を高めるが、落ち着いた景観に調和するよう色調を調整する。

（マンセル値：9RP 6/10）

**ベースカラー（施設本体）**

**ブルーグリーン**

鳥取市の市章の色。都市部の景観に調和する、落ち着いた格調高いイメージ。

（マンセル値：5BG 2.5/5）



**【コンセプトカラーの使用について】**

鳥取市内で共通のコンセプトカラーを使用することにより、公共サインが明確に識別できることになり、来訪者にとって安心できる連続した案内が可能になります。サインシステムによる連続した案内・誘導のためのサイン施設はもちろんのこと、公共施設が個別に設置する誘導サインや観光関連の案内サインについては、できるだけ本ガイドラインで定めたコンセプトカラーを使用することを推奨します。

ただし、景観形成重点地区など、そのエリアでデザインコードが設定されている場合は、サイン施設のデザイン・色彩についてもその基準に則り整備するものとします。

## 5-2. 施設デザイン

## ①主要拠点（行動起点・主要な案内拠点）サインのデザイン

駅など行動起点や不特定多数の来訪者にとって詳しい誘導案内が必要と思われる地点を「主要拠点」と位置づけ、周辺案内地図以外に様々な誘導案内情報を表示した、総合的な案内サイン施設を整備します。

主要拠点サインは原則として独立板型の施設としますが、地区状況等により設置が困難な場合は、壁掛け型等の案内サインを用います。

また、景観に配慮してサイン高さを抑えたい地点等においては、地図表示面の一部を斜め上方に傾ける形状のサインを設置することとなりますが、その場合は、利用者が無理な姿勢をせず全面が確認できるよう配慮します。また、車いす使用者が地図面に接近して利用しやすいよう、地図面下方のゆとりやすき間を取るなどの配慮が必要です。

なお、主要拠点サインについては、遠方からの視認性を確保するため施設上部にインフォメーションマークを表示します。表示高さは、インフォメーションマーク表示下端2.5m以上を確保するよう配慮します。（「3-1. (3)表示部構造に関すること」p.31参照）

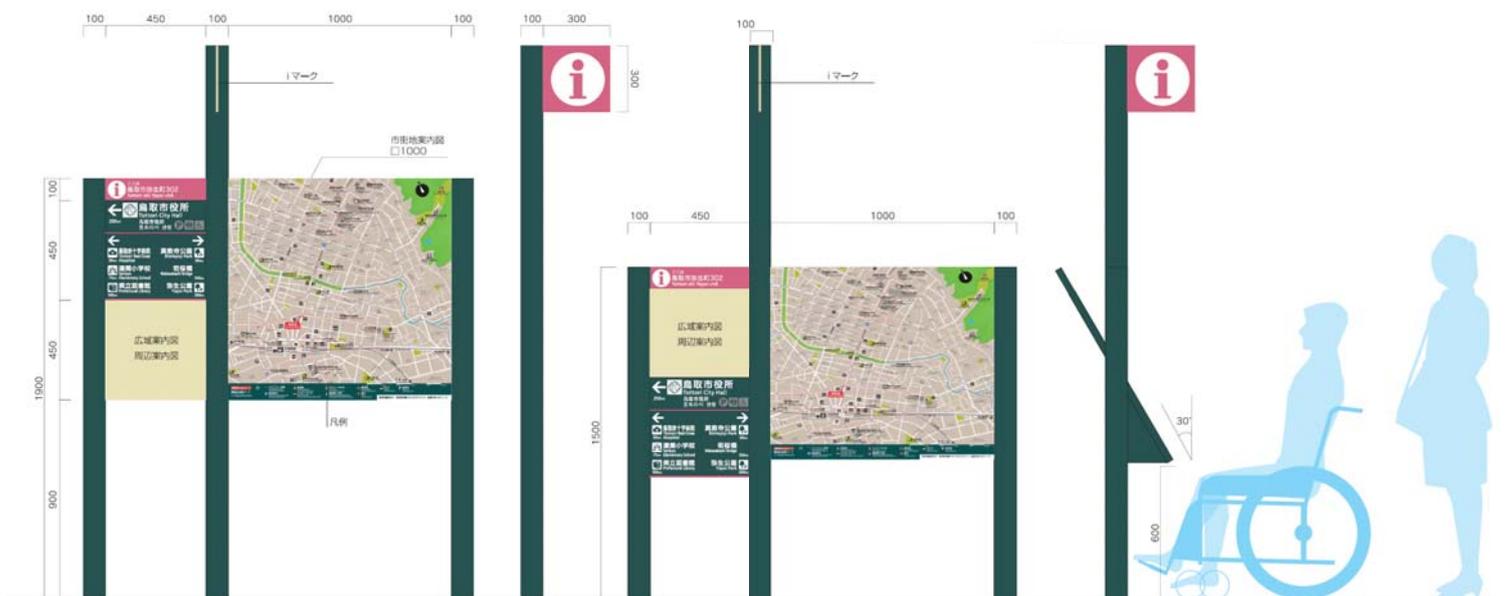
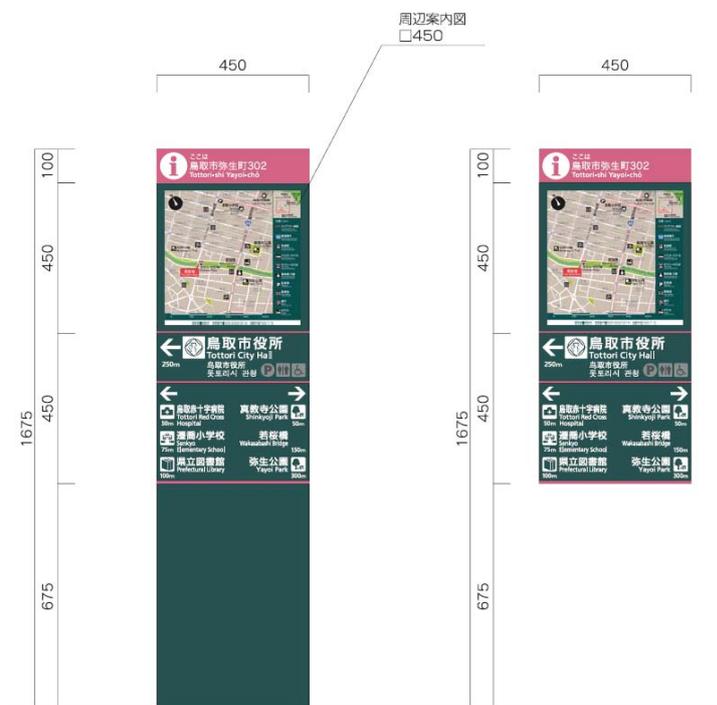


図 主要拠点サイン施設形状例

②案内拠点サインのデザイン

誘導ルート上の分岐点である主要交差点等を「案内拠点」として位置づけ、周辺案内図と誘導サイン表示を組み合わせたサイン施設を設置します。



設置スペースが確保できない場合等は、施設等の壁・支柱に表示パネルを添架することもできることとします。(左図)

景観に配慮してサイン高さを抑えたい地点等においては、周辺案内図を斜め上方に傾ける形状のサインを設置します。(下図)

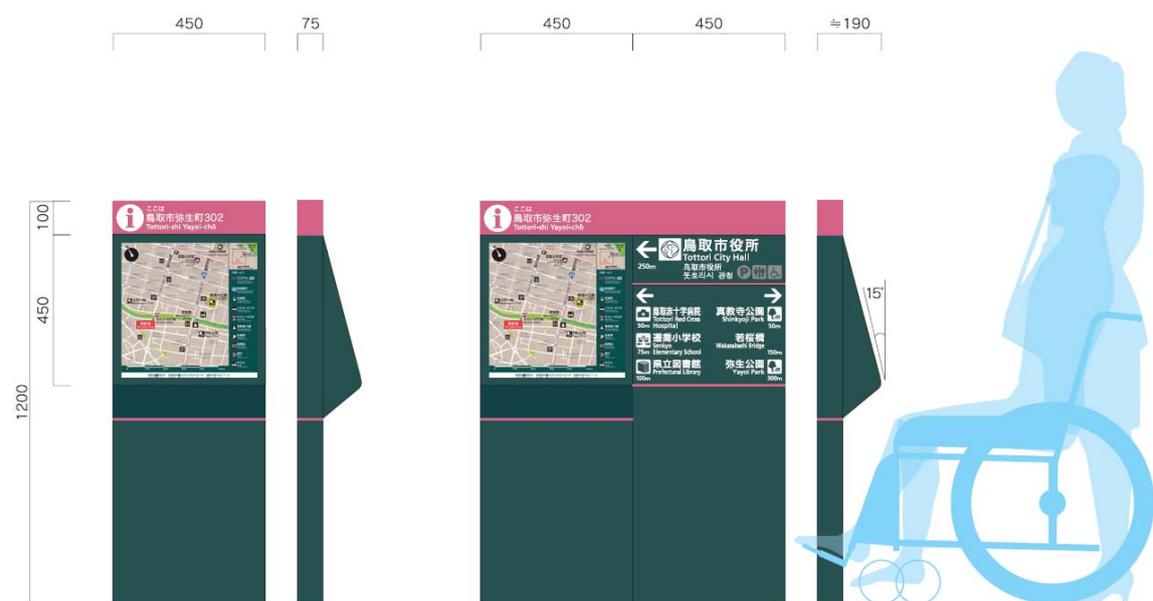


図 案内拠点サイン施設形状例 1

③誘導拠点サインのデザイン

誘導ルート上において、来訪者が不安を感じない間隔で誘導施設への方向と距離を確認できるサインを設置します。

サインの顕在性と連続性を高めるため、同一経路上にある誘導サインの表示面は統一した表示内容とするとともに、統一性・連続性を感じられるデザインとなるよう配慮します。

矢羽根型の誘導サインを配置する場合は、表示パネルを誘導方向に向け、パネル下端は地上250cm以上となるよう設置します。

なお、サイン施設を建物等の壁面を背に配置し、表示面を歩行者の動線と並行に設置する場合（表示パネルが道路側に張り出さない場合）等に限り、表示パネル下端を250cm以下の位置で表示できることとします。設置にあたっては、歩行者の安全確保のため、サイン施設が歩行者の移動を妨げない位置になることを十分確認します。

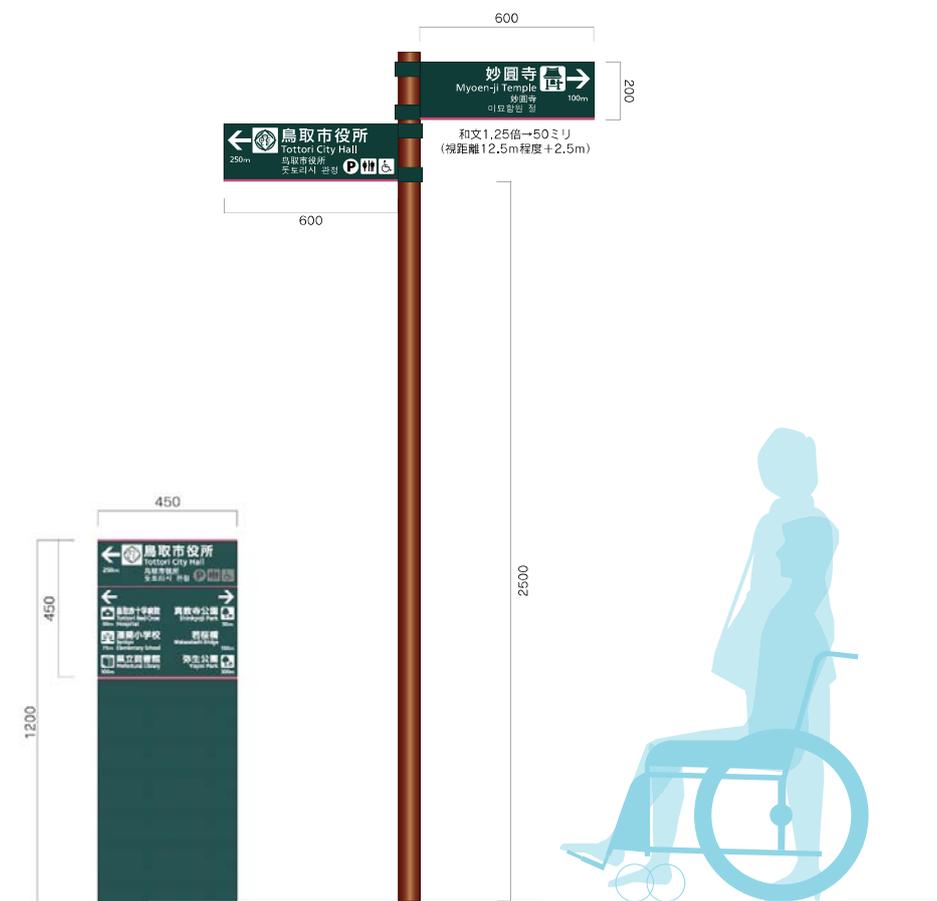


図 誘導拠点サイン施設形状例（自立板型、矢羽根型）



図 既存施設に誘導拠点サイン表示面を添架した例（壁掛、防護柵）

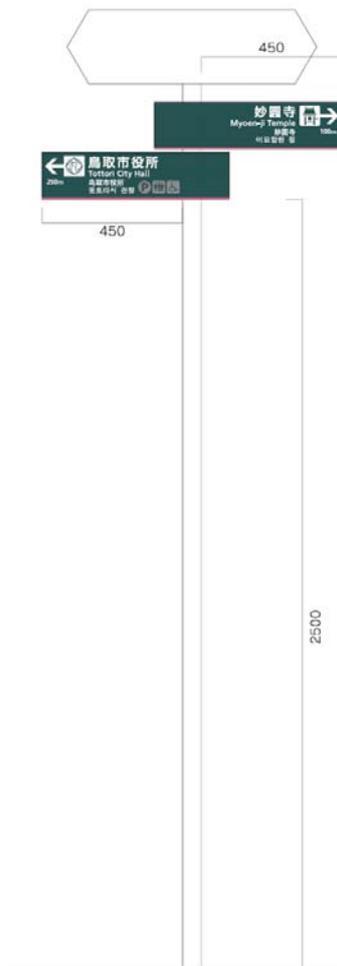


図 既存標識に誘導拠点サイン表示面を添架した例

④郊外に設置するサインのデザイン

人工的な構造物が少なく、主に山林や農地、水辺空間などが主要な景観要素となっている地区においては、景観に馴染み、地域独自の景観の魅力を引き立てるデザインとします。

案内サインの枠・支柱や誘導サイン表示板については、できるだけ自然素材を基調するとともに、表示面や施設の一部にコンセプトカラーを使用することにより、公共サインとしての統一性を確保します。



図 郊外に設置するサインデザインの例（観光案内サイン、誘導サイン）

## 第6章 配慮事項

### 6-1. ユニバーサルデザインへの配慮方針

#### (1) 外国人来訪者への配慮

案内サインの凡例は原則として4カ国語（日本語・英語・中国語・韓国語）で表示するとともに、案内マップ中の施設等名称には英語・ローマ字を併記します。

また、誘導サインに表記する施設名称のうち、不特定多数の外国人の利用がある施設については、英語以外の外国語の表記を追加します。ただし、多言語による表記は多くの表示スペースを要するため、表示が繁雑にならないように注意します。

また、ピクトグラムは言語に依らず事象を示す記号として多くの人に理解されるものであるため、サイン表示においては積極的に活用します。

誘導サインの矢印の使い方について、例えば日本では下向き矢印を「戻れ」あるいは「進行方向と逆方向」という意味にとらえることがあります。外国では一般的に「下へおりる」「くぐる」といった場合に下向き矢印を使います。そのため、「↓」は高度が低い方へ移動する場合のみ使用します。同様に指示方向が折れた矢印（図）についても、誘導サインの表現としては誤解を招く可能性がありますので、原則として使用しないこととします。

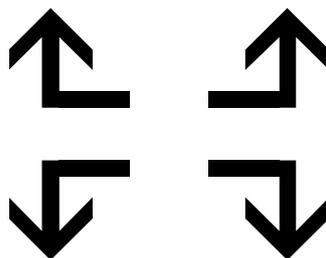


図 指示方向が折れた矢印の例

#### (2) 車いす使用者・歩行困難者への配慮

車いす使用者の視線に配慮したサイン表示面高さを設定するとともに、その人が見やすい距離まで近づいて表示面を見ることができるよう、設置場所や周辺の環境、サイン施設形状への配慮が必要です。

車いす使用者がサイン施設に近づきやすくするためには、アクセスの障害となる位置に植栽やゴミ箱等を設置しないことが必要です。特に市街地内では、商品棚や可動型ベンチ等が周辺に置かれる場合が想定されるため、地域住民や事業者に対して配慮を求める必要があります。

また、サイン表示盤面が支柱から突き出して設置される場合は、近づいて見る利用者との接触、歩行者の円滑な移動の妨げになることも考えられるため、表示面の両端が突き出さない構造にする、設置箇所を十分検討するなどの配慮が必要となります。

### (3) 視覚障がい者への配慮

視覚障がい者や高齢で視力が低下した人など、だれも見やすくわかりやすいサインとするために、文字やピクトグラムの大きさ、サインの設置高さ等に配慮するとともに、主要な案内拠点においては、音声案内や点字表示など、視覚障がい者に配慮した機能の導入を積極的に検討します。点字や触地図、音声案内操作板等を設置する場合の高さは、1.0m以上1.4m程度までとします。

### (4) バリアフリー情報の表示

鳥取交通バリアフリー基本構想における特定経路、準特定経路のうち、主要な誘導ルートに設定されているものは、バリアフリー経路として全て案内マップに表示することとします。

現状ではバリアフリー基準を満足できていないルートであっても、今後の整備事業等を勘案し、多様な障がいを持った方々がおおむね移動できるルートであり、かつ健常者を含め相当数の人が訪れる主要施設等へのルートもバリアフリー経路として表示することを検討します。

多機能トイレや車いす使用者が使用可能なエレベーター等のバリアフリー設備については、案内マップ上で設置箇所をピクトグラムで表示します。また、民間施設に設置された不特定多数の人が利用できるバリアフリー設備についても、施設管理者と調整の上、できるだけ案内マップに表示することとします。

特に身体障がい者等の利用が可能なトイレについては、身体障がい者用設備のピクトグラムはもとより、施設利用時間制限など、利用者に必要な情報をできるだけ併記するよう努めます。

### 6-2. 景観への配慮方針

#### (1) 施設デザインと配置

サイン施設は、周辺のまちなみや景観を阻害しないデザインにすることとします。サインを設置する周辺の雰囲気や、まちなみ景観になじむ色を基調カラーとして、統一感のあるサイン整備を行うことが重要です。

来訪者の案内・誘導のために公共サインを設置する場合は、公共機関が設置するサインであることが利用者に理解できるよう、本ガイドラインに示すデザイン案に基づき施設を整備することが有効です。施設のデザインで地域らしさを表現する手法もありますが、地域特性はできるかぎりサインに表示する情報内容で表現することとし、誘導案内に不要な造形や過度な装飾は避け、だれもが一目で認識できるように、できるだけシンプルなデザインにします。

市内のまちなみや景観のうち、意匠が優れた施設や良好な眺望地点周辺に公共サインを設置する必要がある場合は、来訪者の視点場と対象物への視野範囲を十分検討し、景観を阻害することなく、必要な案内情報を提供できる設置位置の選定を行います。

#### (2) サインの集約化

サイン設置箇所の有効利用や景観への配慮の観点から、誘導サインや案内サインが至近距離に設置されている場合は、できるだけサイン施設の集約を行います。個別の施設管理者が独自に誘導サインを設置している場合、「情報掲載基準」で表示されるべき施設であれば、公共サインとしてその施設へ誘導するために適切な位置に設置された誘導サインに、施設名表示を追加します。基準外となる民間施設等の場合は、それぞれのサイン設置主体で連携して、サイン施設を集約することが望まれます。

#### (3) 周辺事業者等への協力依頼

サイン施設の顕在性は、施設デザインだけでなくまちなみ景観によっても大きく影響されます。サインの周辺に、サインの見え方を阻害するようなデザインや大きさの広告物等が設置されている場合、サインの顕在性を確保するためには、サイン施設の設置場所や形状、デザインそのものを変更しなければなりません。

サイン施設を含め、道路上に設置されている広告物や構造物については、まちなみ全体の景観を形成する重要な要素として、景観に配慮した配置・設置計画が必要であるとともに、誘導ルート上でサインを隠したり見えにくくしたりするような障害物や、広告物等の撤去・移設やデザインの変更については、設置主体や管理者に協力を依頼する必要があります。

## 6-3. 他のメディア・ツールとの連携

公共サインを利用する人が、出発前や移動途中、目的地周辺で、道路地図や観光マップ、インターネット等、他の様々な情報提供ツールからその人の目的にとって必要な情報を得ていればいるほど、実際に移動情報が必要な地点で必要最低限の情報を提供されることにより、大きな効果を発揮することができます。

そのため、公共サインに表示する情報については、様々な情報メディアやツールと連携し役割を分担するとともに、情報の内容や表示基準について整合を図ることにより、効率的かつ正確な観光情報や誘導案内情報を提供することに努めます。

観光やビジネス、買い物など様々な来訪目的の人が多く利用すると考えられる情報提供ツール等と、鳥取市公共サインガイドラインとの連携のありかたを次に示します。

表 来訪者が利用する情報ツール類との連携方針

	来訪者が利用するサイン・ツール等	鳥取市公共サインガイドラインとの連携
公共	県・市・観光協会が設置・運営する観光案内所	地域および施設情報の提供による連携
	県・市・観光協会が作成するホームページ	施設名等の表記基準の統一 多言語表記の採用 等
	県・市・観光協会等が作成する観光客への配布を目的とした各種マップやパンフレット	施設名等の表記基準の統一 多言語表記の採用 サイン位置の表示 等
民間	商業・宿泊施設等への誘導案内のため民間が設置した看板類	デザイン等表記基準への配慮 ユニバーサルデザインへの配慮 誘導案内看板の集約 等
	市販されている観光情報誌の地図や道路地図	情報の提供による連携 等

### 6-4. IT化への取り組み

今後の取り組みとして、携帯電話のQRコード（二次元バーコード）による案内・誘導情報の提供を検討します。また、ICタグ等を活用した場所ごとの情報提供や、携帯端末を利用した自立移動支援システムなどの導入についても検討します。



図 QRコードによる携帯電話での案内情報提供のイメージ

ユニバーサル社会の実現に向けて、「移動経路」「交通手段」「目的地」などの情報について、「いつでも、どこでも、だれでも」アクセスできるユビキタスな環境の構築に向けた取り組みが、全国に広がりつつあります。

案内サインは歩行者経路の分岐点に配置されることから、歩行者にとってその地点で位置情報や移動情報が必要な状況が多いと考えられます。そのため、自立移動支援システムの導入にあたっては、サイン施設の有効な活用を図ります。

## 用語解説

(五十音順)

**インフォメーションマーク**

情報コーナー(誘導機能や周辺案内機能を有した施設等)を示すピクトグラム。  
ほぼ全世界共通で使われている。

**ガイドライン**

ある物事に対する方針についての、大まかな指針や指標、ルールや基準などを明らかに示し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示すもの。

**サインシステム**

方向や位置、注意などを指し示すサインを体系的に配置すること。駅や集客施設、観光地などでは、混乱を避け来訪者の行動を導くために、動線を配慮したサインシステムづくりが重要となる。

**サンセリフ系(書体の名称)**

欧文書体の名称をあらわすもので、文字の線の端につけられる線・飾りのない書体の総称である。旧来のセリフのついた活字書体(セリフ体・ローマン体とも呼ぶ)と区別するために用いられる。「サン」とは、フランス語で「~のない」という意味で、「セリフのない書体」を表わしている。

**色覚バリアフリー**

視覚情報を表示するにあたり、色盲、色弱(色覚障がい)と称される、ある特定の配色が区別しにくい人々が不便を感じないように、色づかいやデザイン等に配慮すること。カラーバリアフリーとも言う。

**情報メディア**

情報の記録・伝達・保管のために用いられる物や装置。(広義では、ある情報が発信されてから、受け手が情報を受け取るまでのあいだをつなぐ媒体)主にテレビ・ラジオ・雑誌・新聞・インターネットや携帯電話等を指すことが多い。

**デジタルフォント**

元来フォントは「同じサイズで、書体デザインの同じ活字の一揃い」を意味する。デジタルフォントはコンピュータ画面に表示したり、紙面に印刷したりするために利用できるようにした書体データのこと。

**ピクトグラム**

「絵文字」「絵ことば」と呼ばれる図記号。何らかの情報や注意を示すために示される視覚表示の一つ。「ピクト」と省略して呼ばれることもある。

**マンセル表色系**

色を数値的に表すための体系(表色系)の一種で、色彩を色の3属性(色相、明度、彩度)に基づき表現したもの。日本では、JIS Z 8721(3属性による色の表示方法)として規格化されている。

**メンテナンス**

施設やシステムが正常な機能を持ち続けるための保守・点検作業のこと。

### ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、文化・言語の違い、年齢や障がいの有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように考えられた施設・製品・情報等のデザインのこと。「UD」と省略して表記される場合もある。

### レイアウト

空間や平面に目的物の構成要素を配列すること。配列。配置。

特に印刷物等で文字・図版・色などを効果的に組み合わせること。また、その技術。

### CMYK値

CMYKは色の表現法の一つで、藍色（Cyan）、深紅色（Magenta）、黄色（Yellow）と色調（Key tone）から頭文字1字を取ったもの。一般的にカラー印刷を想定したデータ作成で使用される。

## 鳥取市公共サインガイドライン



---

発行

平成22年10月

---

編集

鳥取市都市整備部 都市環境課

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地

TEL: (0857) 30-8342 FAX: (0857) 20-3953

Email: [tosikankyo@city.tottori.lg.jp](mailto:tosikankyo@city.tottori.lg.jp)

---

URL

<http://www.city.tottori.lg.jp/>

---